

川場村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 25 年 3 月

川 場 村

目 次

Page

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の期間.....	1
3 計画の対象.....	2
4 計画の位置付け.....	2
5 廃棄物・リサイクル関連の動向.....	3
第2章 地域の概要	6
1 地域の概況.....	6
2 人口、世帯数の動向.....	8
3 産業の動向.....	11
4 土地利用の状況.....	15
第3章 ごみ処理の現状と課題	16
1 ごみ区分の定義.....	16
2 ごみ出しの概要.....	17
3 ごみ処理施設の状況.....	19
4 ごみの発生抑制の取り組みの状況.....	20
5 ごみ排出量.....	21
6 ごみ処理・処分量.....	26
7 ごみ処理の評価.....	30
8 ごみに関する課題.....	32
第4章 ごみ処理量の予測	36
1 将来人口の設定.....	36
2 ごみ排出量の予測結果.....	37
3 ごみ処理・処分量の予測結果.....	39
第5章 ごみ処理基本計画	41
1 基本理念.....	41
2 基本方針.....	42
3 数値目標.....	44
4 施策体系.....	46
5 ごみの減量化と資源化の推進【減量化・資源化計画】.....	47
6 適正なごみ処理事業の推進【収集・運搬計画、処理・処分計画】.....	51
7 計画のスケジュール.....	55
8 計画の推進と進行管理.....	56
資 料 編	59

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理基本計画）を定めなければならないこととされています。

これを受けて、川場村（以下「本村」と呼びます。）では、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を平成9年3月に策定し、一般廃棄物処理事業を通じた各種施策を推進することで、快適で安全な生活環境の充実に努めてきました。

計画策定後、ごみ処理を取り巻く諸条件は大きく変化しました。

国は、「第2次循環型社会形成推進基本計画」を平成20年3月に策定し、循環型社会の形成を一層推進することとしました。また、この計画と整合をとり、廃棄物処理法に基づく廃棄物の減量化の目標が平成22年12月に定められました。この他、ごみ量の増加や種類の多様化などの問題に対応するため、各種のリサイクル法制度が整備されていますが、「家電リサイクル法」が平成21年4月に一部改正、「小型家電リサイクル法」が平成24年8月に成立するなど、制度の充実が図られています。

群馬県は、「群馬県循環型社会づくり推進計画」を平成23年3月に策定し、循環型社会の形成を目指して、県民、事業者、行政がそれぞれの適切な役割分担のもとでごみの減量や資源の循環利用をより積極的に進めていくこととしました。

このような状況の中で、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物（ごみ）の発生見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討し、今回、本村における新たな「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」と呼びます。）を策定しました。

2 計画の期間

本計画は平成25年度を初年度、平成39年度を目標年度とする15年間を計画期間とします。

本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながら概ね5年ごと、または計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、見直しを行うものとします。

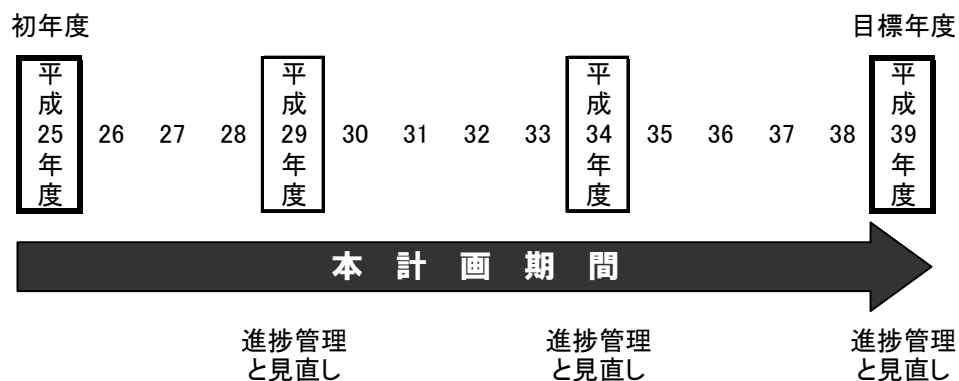
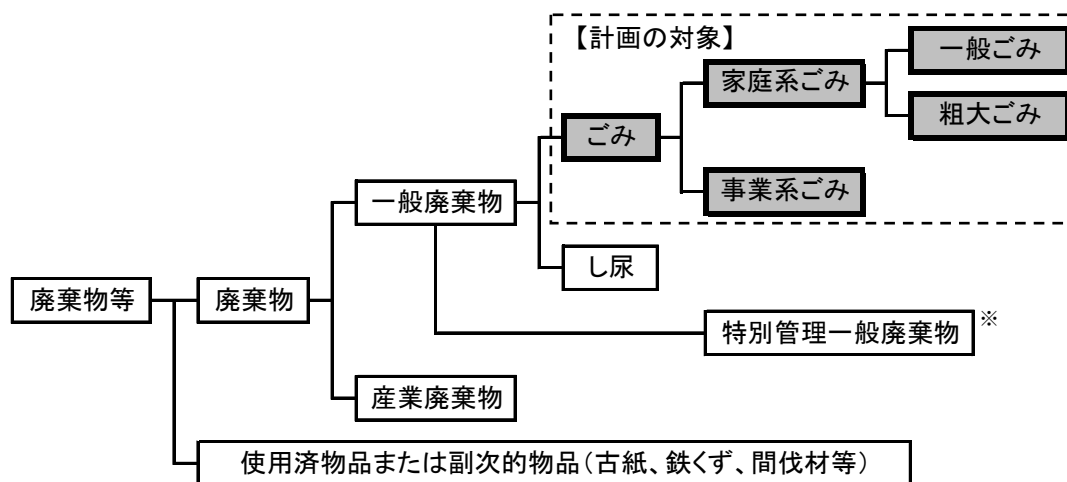


図1-2-1 計画の期間

3 計画の対象

本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等（廃棄物及び使用済物品等または副次的物品）のうち、一般廃棄物の「ごみ」とします。



※特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものをいいます。

図 1-3-1 計画の対象

4 計画の位置付け

本計画では、ごみ処理の現状と課題を整理し、ごみ排出量や処理・処分量等の将来予測を行い、ごみ処理に関する基本方針を定め、ごみの減量化、資源化に関する計画及び適正処理に関する計画を策定します。

本計画は、本村のごみ処理行政における最上位の計画に位置付けられ、本村におけるごみ処理の基本方針となるものであり、策定に際しては関連計画などと整合を図るものとします。また、分別収集計画などの本村のごみ処理に係る諸計画は、本計画を踏まえて策定することになります。

5 廃棄物・リサイクル関連の動向

(1) 廃棄物・リサイクル関連の法制度

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、リサイクル関連の法律等の関係法令に配慮して策定するものです。廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を以下に示します。

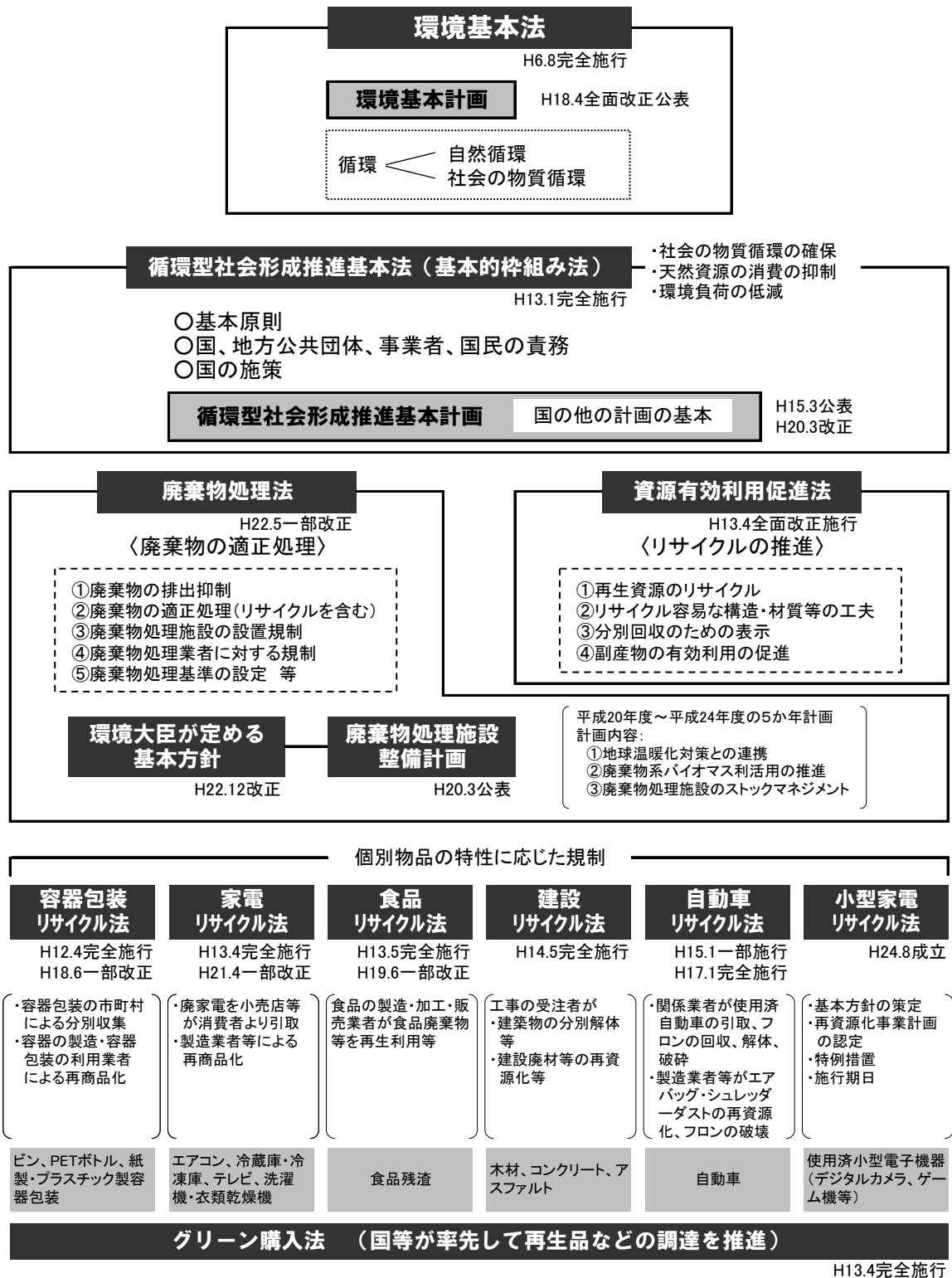


図 1-5-1 廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系

(2) 国の廃棄物処理の動向

国は、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法といった各種リサイクル法の整備を行ってきました。

循環型社会形成推進基本法では、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現することとしています。

循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」が平成 20 年 3 月に策定されました。この第 2 次計画では、環境保全は人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題となっていることを踏まえて内容を充実・強化し、循環型社会の形成を一層推進することとしています。

また、国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号）について、平成 22 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること、また、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成 22 年 1 月 25 日中央環境審議会）等を踏まえ、所要の変更を行いました。

廃棄物の減量化の目標量については、「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」に掲げられた目標と整合をとり、以下のとおり定めました。

表 1-5-1 廃棄物処理法に基づく基本方針（平成 22 年 12 月）での目標

項 目	基準年	目標年	目 標
排出量	平成 19 年度	平成 27 年度	平成 19 年度比約 5 %削減
再生利用量			約 25%に増加
最終処分量			平成 19 年度比約 22%削減

(3) 県の廃棄物処理の動向

群馬県は、ごみの減量や資源の循環利用などをより積極的に進めることにより、本県の豊かな環境を維持し、次の世代に継承していくこととしています。

このため、「群馬県循環型社会づくり推進計画」を平成 23 年 3 月に策定し、群馬県が目指す循環型社会の姿を示すとともに、その実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を示しました。

表 1-5-2 群馬県が目指す循環型社会の姿（平成 32 年頃）

- ・県民一人一人が高い環境意識を持ち、3 Rに取り組んでいます。
- ・事業者は環境に配慮した事業活動を積極的に行っています。
- ・環境保全上の支障が生じないように廃棄物が適正に処理されています。
- ・バイオマスが幅広く活用されています。
- ・リサイクル関連産業の市場が拡大しています。
- ・県及び各主体が連携し、県内各地域の特性に応じた循環型社会づくりが実践されています。

この計画において、一般廃棄物に係る目標は以下のとおり定められています。

表 1-5-3 群馬県循環型社会づくり推進計画（平成 23 年 3 月）での一般廃棄物に係る目標

ア. 廃棄物の減量化等に関する目標（成果指標）

区 分	目標値 (平成 27 年度)	見込値 (平成 27 年度)	現 状 (平成 20 年度)
1 人 1 日当たり排出量	1,000g/人・日以下	1,131g/人・日	1,129g/人・日
再生利用率	22%以上	16.9%	15.7%
最終処分量	80 千トン以下	96 千トン	98 千トン

イ. 循環型社会づくりに向けた取組の推進（結果指標）

区 分		目標値 (平成 27 年度)	現 状 (平成 20 年度)
県民、市町村の取組	ごみ処理有料化を実施している市町村の割合（ごみ処理有料化実施市町村率）	60%以上	47%
	ごみ処理有料化を実施している市町村に住んでいる人の割合（ごみ処理有料化対象人口率）	40%以上	22%
県民の取組	買物をする際にレジ袋を受け取らない人の割合	20%以上	5.5%※ ¹
	リサイクルショップを利用している人の割合	20%以上	9.1%※ ¹
	リサイクル商品を優先して購入している人の割合	30%以上	12.8%※ ¹
	ごみ出しのルールに注意して出している人の割合	100%	83.3%※ ¹
市町村の取組	市町村による循環基本計画※ ² 策定数	20 件以上	16 件
	市町村主催の環境学習の実施回数	100 回以上	92 回
	グリーン購入の実施市町村	100%	61%

※ 1. 県民の取組のみ、現状は平成 21 年度の実績値。

※ 2. 「循環基本計画」とは、廃棄物の処理だけでなく、3 R など循環型社会の形成に関する内容を含む計画のこと。環境基本計画又は一般廃棄物処理計画内に循環関連の記述があるものを含む。

ウ. バイオマスの活用

区 分	目標値 (平成 27 年度)	現 状 (平成 21 年度)
バイオマス利用率（炭素量換算）	80%以上	67%

この他、県では、今後の施策展開の参考にするため、モニタリング指標として「資源化等を行う施設の数」等の推移を把握していくこととします。

第2章 地域の概要

1 地域の概況

(1) 地理的特性

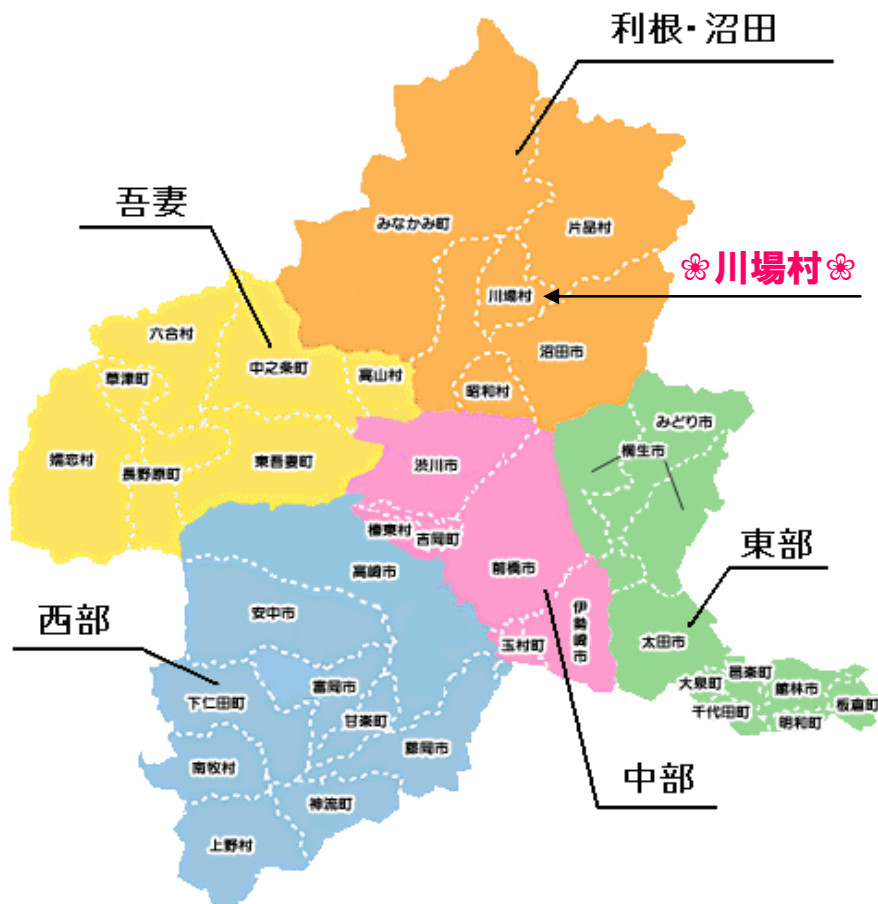
本村は、武尊山の南麓に広がる自然豊かな農山村です。

村内には、薄根川、桜川、溝又川、田沢川、田代川の5つの清流が流れ、川の多いところから「川場村」の地名となったといわれています。また、川湯温泉など5つの温泉が村を潤しています。

総面積は85.29 km² であり、このうち約90%が山林で占められています。

現在では、関越自動車道や上越新幹線により首都圏からの交通が飛躍的に改善され、人的・物的交流が増加し、経済活動も活発化しています。

豊かな自然環境に恵まれた本村は、主産業である農業と観光に環境を合わせ、「農業の振興」と「田園休暇村づくり」の推進による豊かな環境の村づくりを目指しています。また、里山や田園景観を生かした「田園理想郷」を目指して地域づくりを進めています。



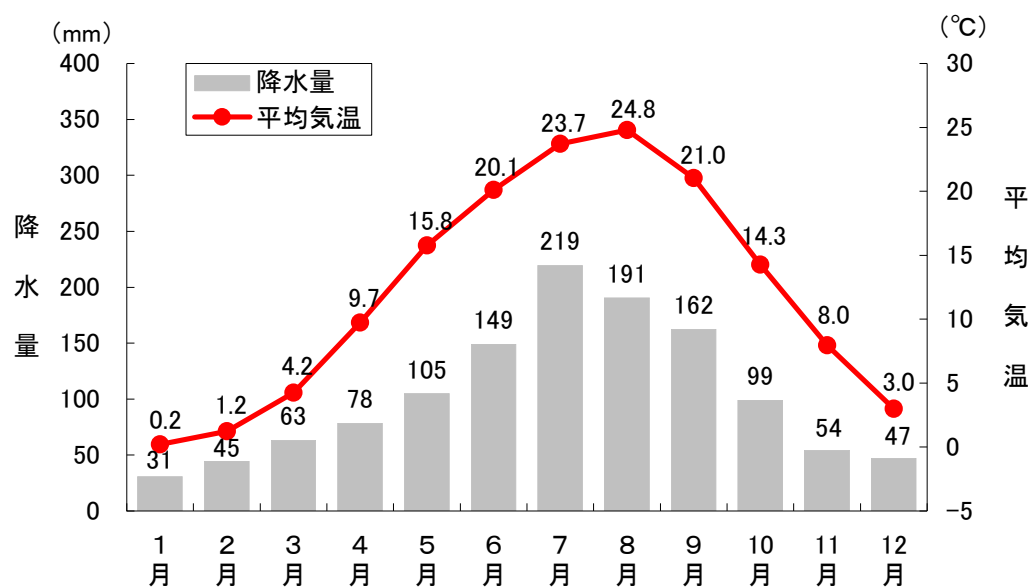
※群馬県資料より作成

図 2-1-1 川場村の位置

(2) 気候

本村の気候は冷涼で、年平均気温は11.0℃です。冬は1ヶ月の平均気温が氷点下まで下がることもあります。また、本村は降雪地帯であり、山岳地帯の積雪量が多い時で2～3mに達します。

本村の近隣の沼田市での気象観測結果（月別の平均気温、降水量）を以下に示します。



注. 平成19～23年の5年間の平均値（平均気温、降水量）を示します。

出典：気象観測所データ（気象庁）

図2-1-2 降水量と平均気温（沼田地域気象観測所）

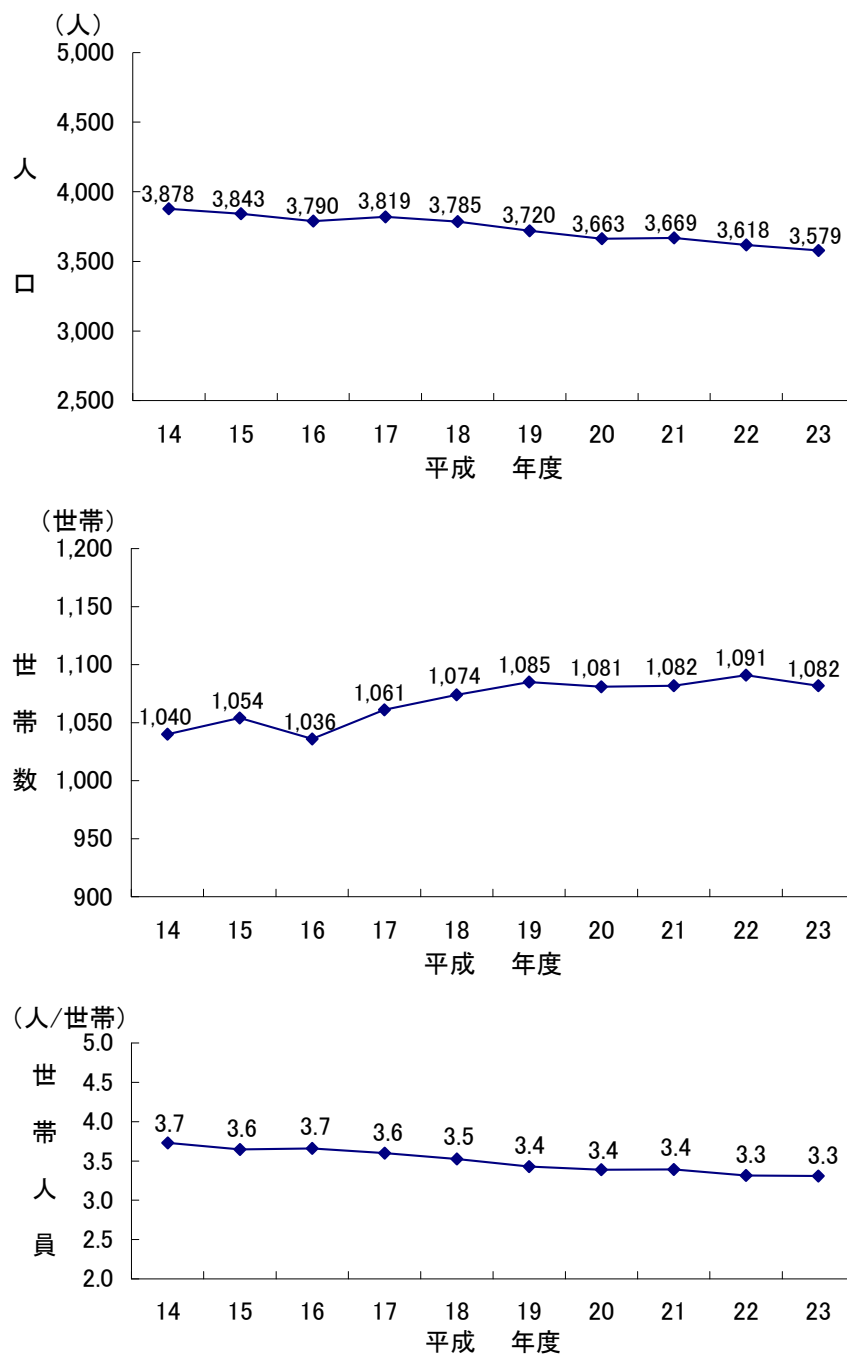
2 人口、世帯数の動向

(1) 人口、世帯数の推移

本村では、村の全人口がごみの計画収集人口となっています。

平成 23 年度末の人口は 3,579 人、世帯数は 1,082 世帯、世帯人員は 3.3 人/世帯となっています
(いずれも日本人と外国人の合計)。

人口と世帯人員は減少傾向、世帯数は増加傾向で推移しています。



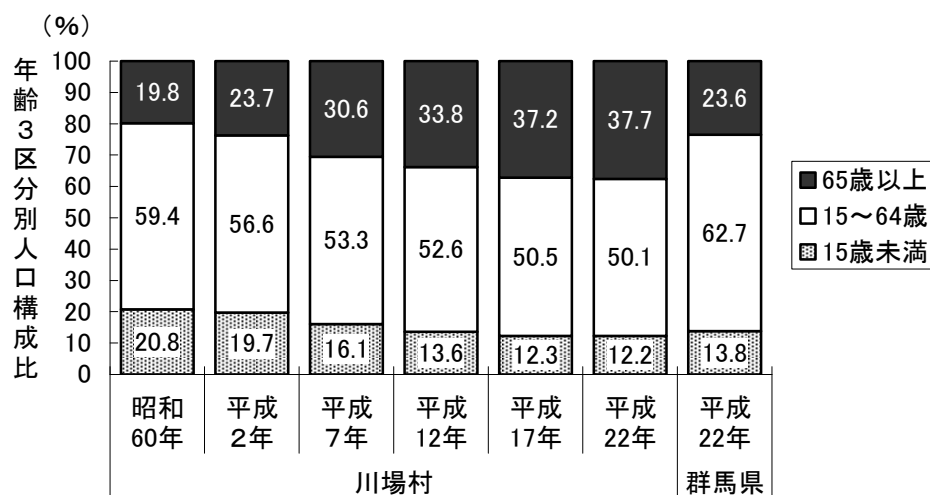
注1. 各年度末（3月31日現在）の人口、世帯数、世帯人員を示します。

2. 人口は、日本人と外国人の実績値です。

図 2-2-1 人口、世帯数、世帯人員の推移

(2) 人口に関する特徴

年齢3区分別人口構成比をみると、65歳以上の人口は増加傾向、15～64歳の人口、15歳未満の人口はいずれも減少傾向で推移しています。また、平成22年の実績値を群馬県全体と比較すると、本村は65歳以上の人口の構成比が高いことが特徴となっています。

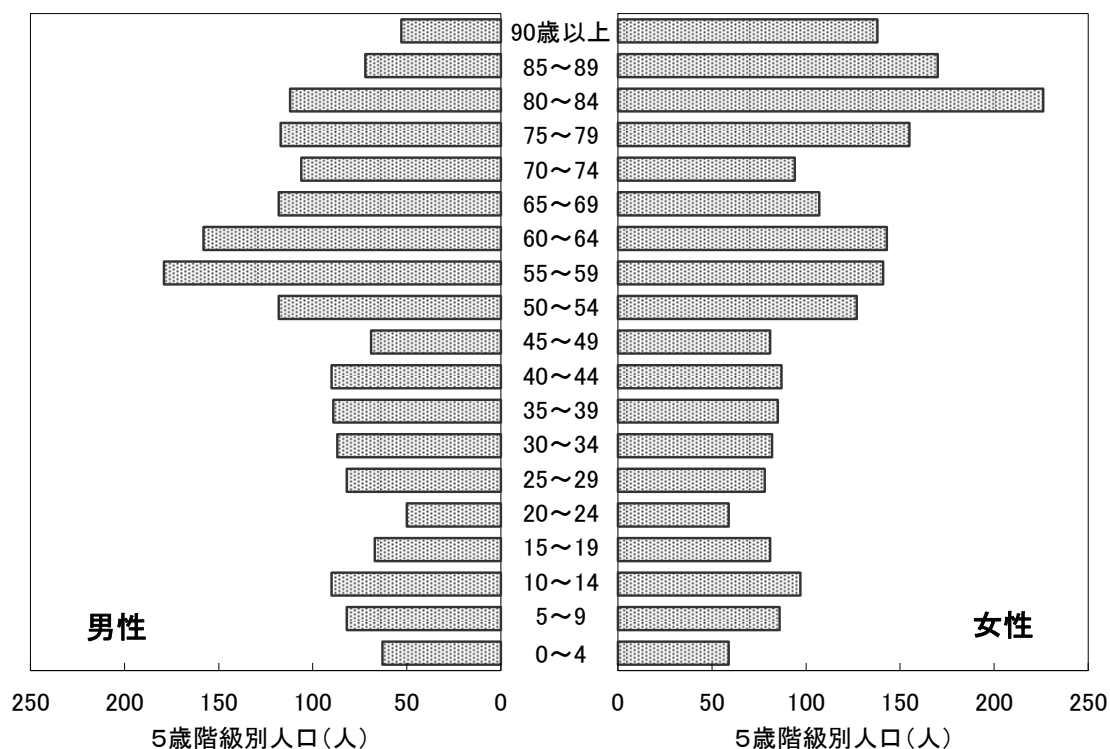


注：各年10月1日現在

出典：国勢調査

図2-2-2 年齢3区分別人口構成比の推移

平成22年現在の人口を5歳階級別にみると、男性では55～59歳、女性では80～84歳の年齢層の人口が最も多くなっています。本村では50歳未満の人口が少ないため、将来における顕著な高齢者の増加と若年者の減少が予測されます。



出典：国勢調査

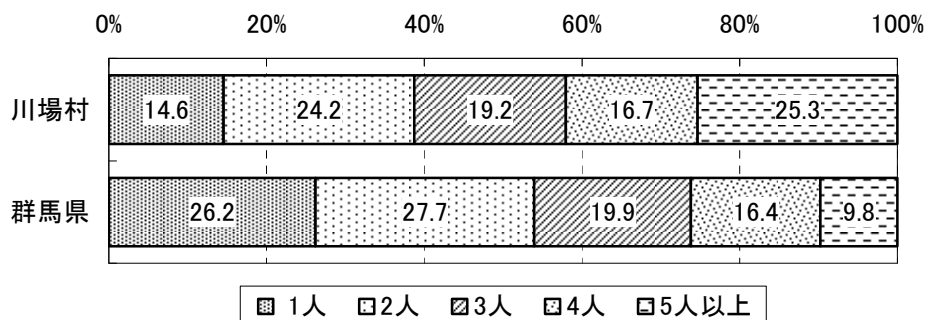
図2-2-3 5歳階級別人口（平成22年）

(3) 世帯に関する特徴

本村の平成 22 年における一般世帯数は 968 世帯です。

世帯人員別世帯数をみると、本村では 5 人以上世帯が 25.3%で最も多く、次いで 2 人世帯が 24.2%となっています。また、1 人世帯（単独世帯）と 2 人世帯が全体の約 40%を占めています。

本村は、群馬県の平均と比較して、1 人世帯（単独世帯）と 2 人世帯の比率が低く、5 人以上世帯の比率が高いことが特徴です。



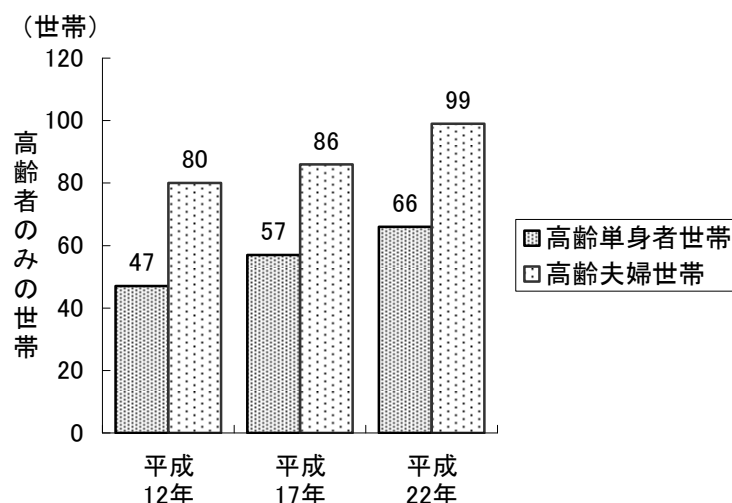
出典：国勢調査

図 2-2-4 世帯人員別一般世帯構成比（平成 22 年）

平成 22 年における高齢者のみの世帯の状況をみると、高齢単身者世帯は 66 世帯、高齢夫婦世帯は 99 世帯となっています。

本村では、世帯数が増加傾向で推移していますが、高齢者のみの世帯はそれ以上に大きな増加傾向で推移していることが特徴です。

平成 22 年の 1 人世帯（単独世帯）は 141 世帯ですので、高齢単身者世帯が 1 人世帯（単独世帯）の半数近くを占めています。また、2 人世帯は 234 世帯ですので、高齢夫婦世帯が 2 人世帯の 40%以上を占めています。



注 1. 高齢者のみの世帯の定義

- ・ 高齢単身者世帯：65 歳以上の高齢者の 1 人暮らし世帯
- ・ 高齢夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯

2. 各年 10 月 1 日現在

出典：国勢調査

図 2-2-5 高齢者のみの一般世帯数の推移

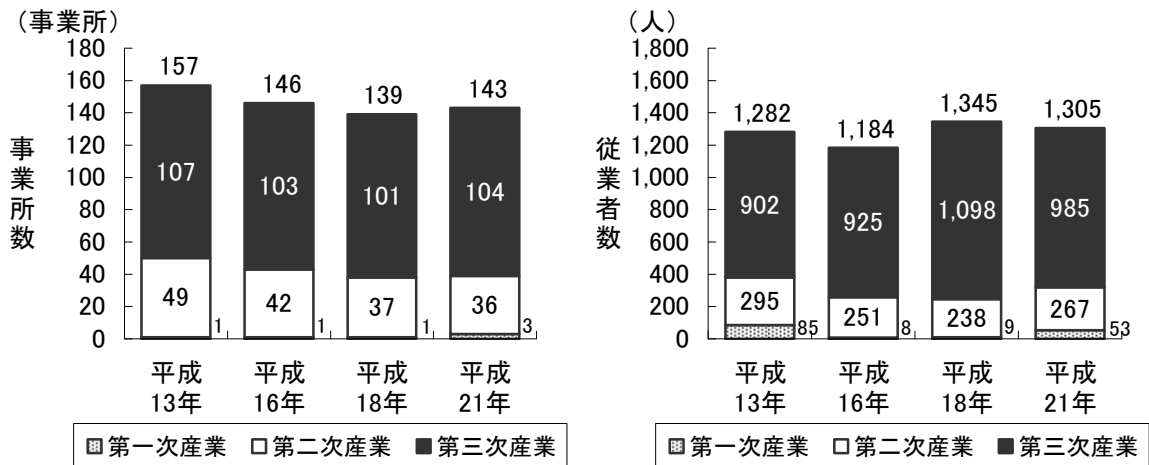
3 産業の動向

(1) 事業所数、従業者数

本村の平成 21 年における事業所数は 143 事業所、従業者数は 1,305 人です。

本村における事業所数は減少傾向を示しています。これに対し、従業者数は年度による変動が大きく、増加・減少等の傾向は特に示していません。

平成 21 年現在、事業所数は第三次産業が 72.7%、従業者数は第 3 次産業が 75.5%を占めています。産業分類別にみると、事業所数では「卸売業、小売業」、従業者数では「医療、福祉」が最も多くなっています。



注. 平成 13・18 年：10 月 1 日現在、平成 21 年：7 月 1 日現在

出典：事業所・企業統計調査（平成 13・18 年）、経済センサス（平成 21 年）

図 2-3-1 事業所数、従業者数の推移

表 2-3-1 産業分類別事業所数・従業者数（平成 21 年）

産業分類		事業所数 (事業所)		従業者数 (人)	
			割合		割合
第一次産業	農林漁業	3	2.1	53	4.1
		3	2.1	53	4.1
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0
	建設業	21	14.7	115	8.8
	製造業	15	10.5	152	11.7
		36	25.2	267	20.5
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0	0.0
	情報通信業	0	0.0	0	0.0
	運輸業、郵便業	3	2.1	28	2.2
	卸売業、小売業	30	21.0	170	13.0
	金融業、保険業	1	0.7	4	0.3
	不動産業、物品賃貸業	2	1.4	2	0.2
	学術研究、専門・技術サービス業	3	2.1	31	2.4
	宿泊業、飲食サービス業	20	14.0	120	9.2
	生活関連サービス業、娯楽業	13	9.1	55	4.2
	教育、学習支援業	5	3.5	10	0.8
	医療、福祉	12	8.4	512	39.2
	複合サービス業	3	2.1	26	2.0
	サービス業(他に分類されないもの)	12	8.4	27	2.1
合 計		143	100.0	1,305	100.0

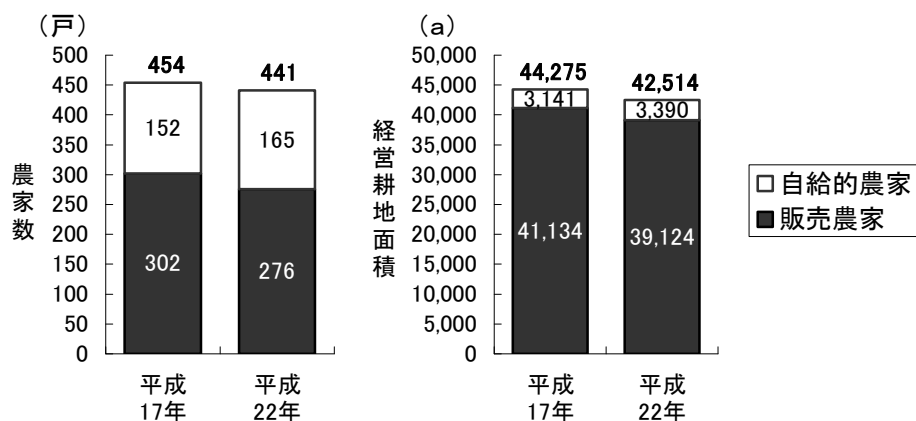
出典：経済センサス

(2) 農業の概要

平成 22 年における本村の農家数は、合計 441 戸（販売農家 276 戸、自給的農家 165 戸）となっています。農家数は平成 17 年から減少しており、内訳をみると販売農家が減少する一方、自給的農家は増加しています。

平成 22 年における本村の経営耕地面積は、合計 42,514 a（販売農家 39,124 a、自給的農家 3,390 a）となっています。経営耕地面積のほとんどは販売農家が保有しています。経営耕地面積は平成 17 年から減少しており、内訳をみると販売農家が減少する一方、自給的農家は増加しています。

平成 22 年現在、販売農家 1 戸当たりの経営耕地面積は 141.75 a となっています。



注. 各年 2 月 1 日現在
出典：農林業センサス

図 2-3-2 農家数、経営耕地面積の推移

表 2-3-2 販売農家の状況（平成 22 年）

項 目	単位	合計	田	畑	樹林地
経営耕地のある農家数	戸	276	269	232	98
経営耕地総面積	a	39,124	15,431	18,608	5,085

注. 経営耕地のある農家数は、1 つの農家が田・畑・樹林地を所有している場合があるため、それぞれの和と合計が一致しません。
出典：農林業センサス

本村の基幹産筆である農業は、こんにゃく、酪農、果樹（りんご、ブルーベリー、ぶどう等）、米を中心に行われており、観光施設と連携した「農業プラス観光」の施策を展開しています。

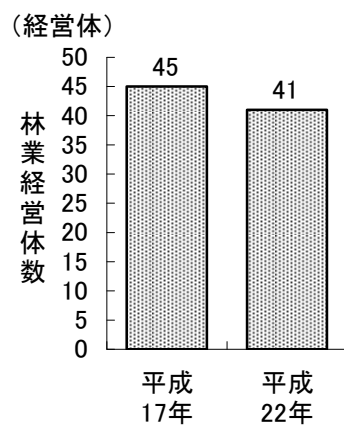
本村は年間 90 万人を超える観光客があることから、観光客を対象とした道の駅での直売などにも力を入れています。また、農産物のブランド化を推進しており、川場村産のコシヒカリ「雪ほたか」などが広く認められています。

(3) 林業の概要

平成 22 年における林業経営体数は 41 経営体であり、平成 17 年から減少しています。

また、平成 22 年における素材生産量は 2,071 m³ となっています。

本村は、総面積のほとんどを山林が占めているため、林業は主要産業のひとつと位置付けられています。しかし、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化や後継者不足など、林業は厳しい状況に直面しています。また、維持管理の行われない森林の増加による機能の低下が懸念されています。



注. 各年 2 月 1 日現在

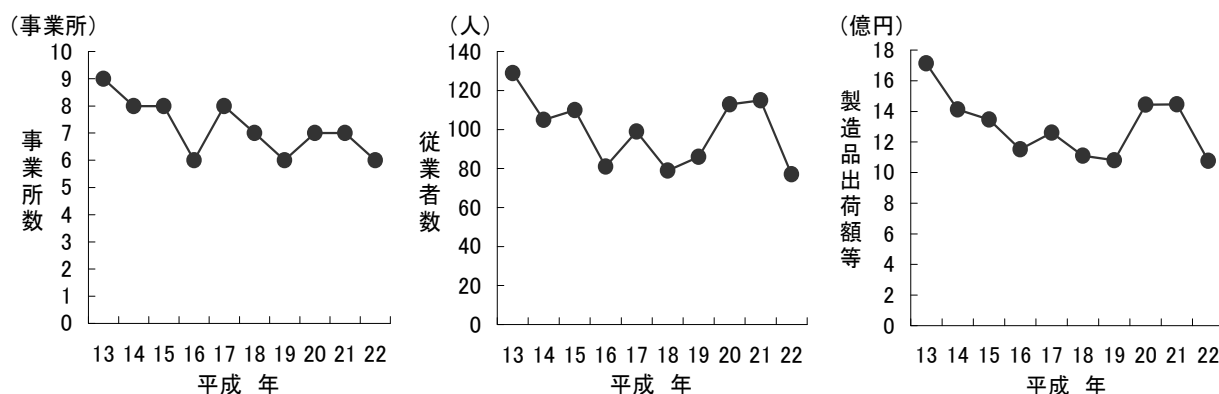
出典：農林業センサス

図 2-3-3 林業経営体数の推移

(4) 工業の概要

平成 22 年における工業の事業所数は 6 事業所、従業者数は 77 人、製造品出荷額等は 10.8 億円です。工業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等は、いずれも減少傾向で推移しています。

平成 22 年現在、本村には、食料品製造業、飲料・飼料製造業、金属製品製造業、電気機器製造業の事業所があります。

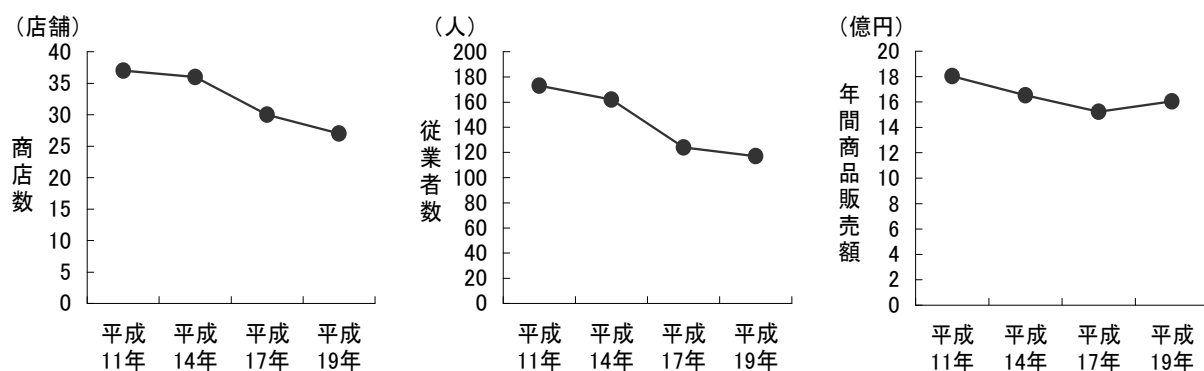


出典：工業統計調査

図 2-3-4 工業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

(5) 商業の概要

平成 19 年における商業の商店数（卸売・小売の合計）は 27 店舗、従業者数は 117 人、年間商品販売額は 16.1 億円です。商業の商店数、従業者数、年間商品販売額は、いずれも減少傾向で推移しています。



注. 卸売業・小売業の合計を示します。

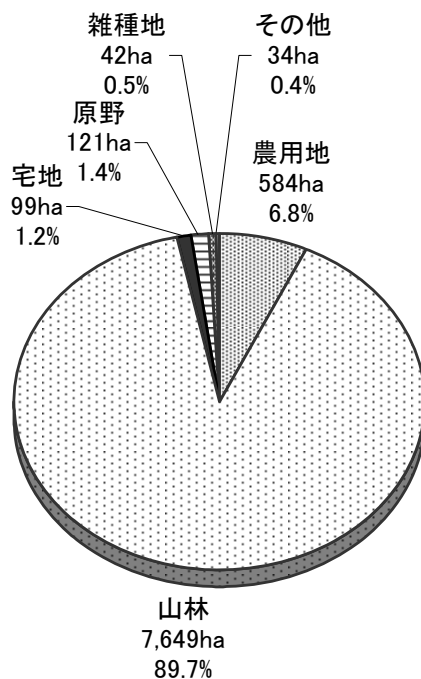
出典：商業統計調査

図 2-3-5 商業の商店数、従業者数、年間商品販売額の推移

4 土地利用の状況

平成 20 年現在における土地利用状況をみると、村域の約 90%を森林が占めています。

本村は、雄大な武尊山を背にする豊かな自然に恵まれており、自然の織りなす情景が村の大きな魅力となっています。



出典：川場村総務課資料

図 2-4-1 地目別土地面積（平成 20 年）

第3章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ区分の定義

本計画では、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」に準じて、ごみの発生・排出に関する定義を行います。

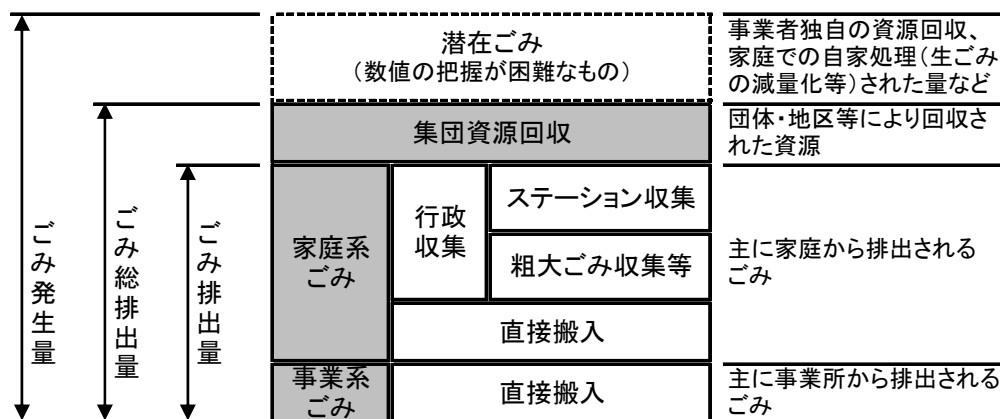
廃棄物処理法に規定する一般廃棄物のうち、村民の生活や事業活動などによって発生するすべての不用物の量を「ごみ発生量」とし、その中で事業者独自の資源回収や家庭での自家処理（生ごみの減量化等）された量などの「潜在性ごみ」を除いたもの——村が統計的に把握している量——を「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」から、団体・地区等により回収された資源量である「集団資源回収」を除いたものを「ごみ排出量」とします。ごみ排出量は、ごみ処理施設等に搬入されて処理・処分されるごみの量（計画処理量）です。なお、本村において、集団資源回収は行われていません。

「ごみ排出量」のうち、家庭から排出されたごみを「家庭系ごみ」、事業所などから排出されたごみを「事業系ごみ」とします。

「家庭系ごみ」は、行政収集（ステーション収集、粗大ごみ収集等）によりごみ処理施設に搬入されるものと、村民により直接搬入されるものがあります。

「事業系ごみ」は、事業者自身や許可業者などによりごみ処理施設に直接搬入されます。



注. 本村において、集団資源回収は行われていません。

図 3-1-1 ごみ区分の定義

2 ごみ出しの概要

(1) 行政収集に出す場合

家庭からのごみの品目別のごみ出しの方法を以下に示します。

なお、事業所からのごみについては、行政では収集していないため、事業者自身が処理・処分、または事業者自身がごみ処理施設に搬入して処理を依頼します。

表 3-2-1 ごみの分別区分と出し方

分別区分	具体的な内容	出 し 方	収 集
燃やせるごみ	生ごみ、紙くず・紙おむつ、綿衣類・化繊、プラスチック・ゴム類、木片など	指定袋（緑色）に入れてごみステーションに出す	週 2 回 （月・金曜日）
燃やせないごみ	ガラス類、陶磁器くずなど	指定袋（赤色）に入れてごみステーションに出す	月 1 回 （毎月最終土曜日）
資源ごみ	新聞紙・雑誌・段ボール	それぞれヒモで束ねて出す	週 1 回 （火曜日）
	飲料用紙パック	洗浄・乾燥後、ヒモで束ねて出す	
	ペットボトル	洗浄後、ごみステーション内の緑色のネットに出す	
	飲料用カン	洗浄後、ごみステーション内の青色のネットに出す	
	飲料用ビン	洗浄後、色別（無色・茶色・その他）にごみステーション内のコンテナに出す	
	白色トレイ、白い発泡スチロール	洗浄・乾燥後、ごみステーション内の黒色のネットに出す	
	金属類（食品用カン、スプレー缶、金属製キャップなど）	ごみステーション内の茶色のネットに出す（食品用カンは洗浄必要）	
粗大ごみ	電化製品、家具類、自転車、布団類など	事前申込をして粗大ごみ収集に出す（処理料金必要）	年 2 回
家電リサイクルごみ	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、乾燥機	事前申込をして粗大ごみ収集に出す（処理料金必要）	年 2 回
		リサイクル料金を支払い、家電販売店に引き渡し	[販売店で常時回収]
危険物	ハサミ、古釘、針、カッターやカミソリの刃、包丁、使用済ライターなど	ごみステーション内の指定容器に出す	月 1 回 （毎月最終土曜日）
有害ごみ	廃乾電池	ごみステーション内の指定容器に出す	月 1 回 （毎月最終土曜日）
	廃蛍光管	粗大ごみ収集の日に出す（無料）	年 2 回
天ぷら廃油	天ぷら廃油	川場村文化会館裏のごみステーション隣で拠点回収	[回収拠点で常時回収]

(2) ごみ処理施設に直接搬入する場合

沼田市外二箇村清掃施設組合の清掃工場では、沼田市、川場村、昭和村の住民及び事業者による「燃やせるごみ」の直接搬入を受け入れています。

「燃やせるごみ」を直接搬入する場合の手数料等を以下に示します。

表 3-2-1 ごみを直接搬入する場合の手数料等

項 目	具体的な内容
手数料 (施設使用料)	10kg 未満 : 150 円 10kg 以上 : 10kg 毎に 150 円
搬入できる 時間帯	午前 : 9:00~12:00 午後 : 13:00~16:00 【特記事項】 1. 土曜日、日曜日は閉場 2. 祝祭日が月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の場合、午前中のみ開場 3. 祝祭日が水曜日の場合、閉場 (搬入不可)

3 ごみ処理施設の状況

本村から排出された「燃やせるごみ」は、沼田市外二箇村清掃施設組合の清掃工場で焼却処理されています。

沼田市外二箇村清掃施設組合の清掃工場の概要を以下に示します。当清掃工場は、老朽化と排ガス規制に対応するために平成 12 年 8 月～平成 14 年 3 月に大規模改修工事を行いました。

表 3-3-1 沼田市外二箇村清掃施設組合の清掃工場の概要

項 目		具体的な内容
施設概要	建設場所	群馬県沼田市白岩町 226 番地
	敷地面積	約 8,902, 27 m ²
	施設規模	60t/24h×2 炉 計 120t/24h
	使用開始年度	昭和 48 年度
	大規模改修工事	着工：平成 12 年 8 月、竣工：平成 14 年 3 月
	設計・施行	日立造船株式会社
	総事業費	2,747,843,000 円
設備概要	受入供給設備	ピット&クレーン方式
	燃焼設備	ストーカ式
	燃焼ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理設備	バグフィルタ、乾式有害ガス除去装置、活性炭吹込装置
	給水設備	生活用：簡易水道、プラント用：井水
	余熱利用設備	場内及び近隣施設への給湯（発電は行っていない）
	通風設備	平衡通風式、調温装置
	灰出し設備	焼却灰：灰バンカ式、飛灰：処理物バンカ（飛灰処理装置）

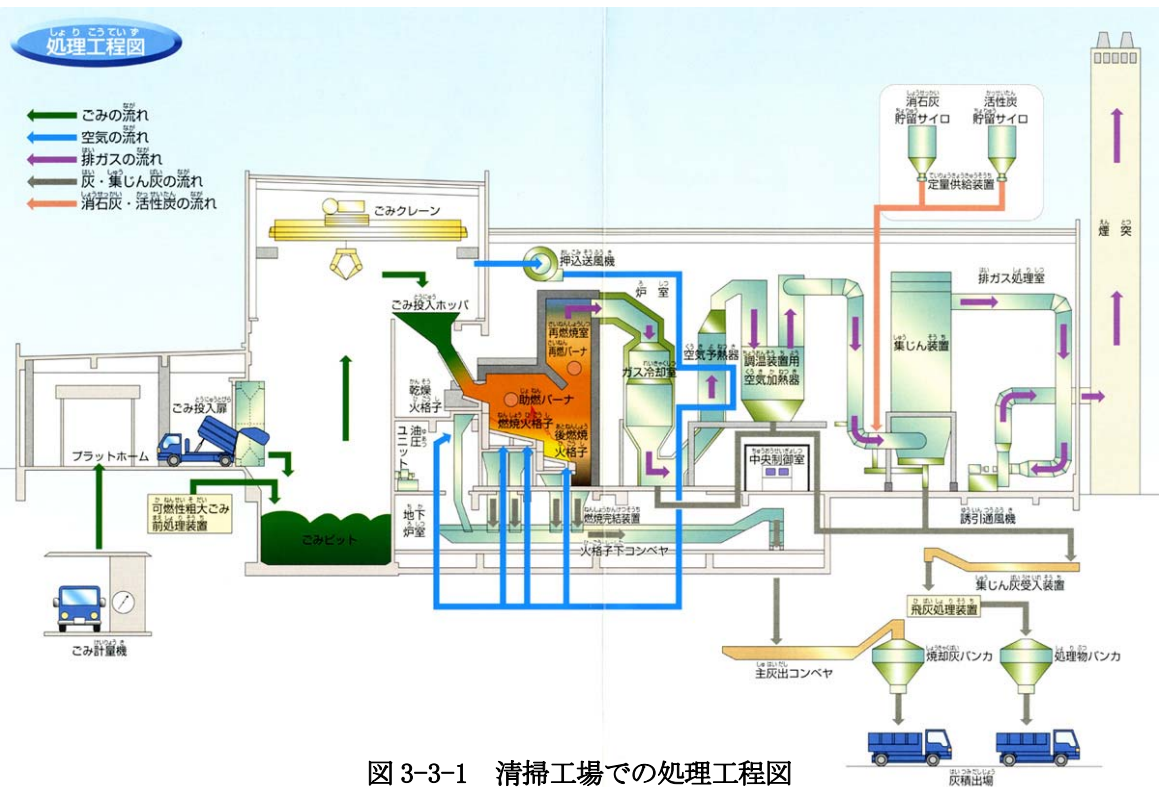


図 3-3-1 清掃工場での処理工程図

4 ごみの発生抑制の取り組みの状況

(1) 分別収集計画の策定

本村では、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集することで、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図ることを目的として「第6期川場村分別収集計画」を平成22年7月に策定しました。

分別収集計画は、容器包装リサイクル法第8条第1項の規定に基づいて策定されたものであり、事業者、消費者、村がそれぞれ責任を分担して、ごみの排出抑制・資源化に取り組むことを定めたものです。

(2) 環境教育、啓発活動の充実

ごみの減量化、資源等化についての教育を学校並びに地域社会の場や広報等で取り上げています。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組んでいます。

(3) 廃棄物減量等推進審議会、衛生委員の活用

廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみの減量化、リサイクルの具体化などの施策を審議します。

また、各地区に衛生委員を置く制度を活用して、ごみの分別排出やごみ出しマナーについて住民の指導をしていきます。

(4) 過剰包装の抑制

買い物に際してのマイバック持参の徹底等の普及啓発に努めます。

また、小売店での過剰包装を改め、包装の簡素化を推進しています。

(5) 生ごみ処理容器及び生ごみ処理器の購入者への補助

ごみの発生抑制のため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理器による生ごみの堆肥化（コンポスト化）を奨励しています。このため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理器の購入者に対して、補助金を交付しています。

5 ごみ排出量

(1) ごみ排出量

ごみ排出量（家庭系ごみ、事業系ごみの合計）は、過去5年間（平成19～23年度）において減少傾向で推移しています。平成23年度のごみ排出量は947.5 tであり、平成19年度以降の5年間で3.7%減少しました。

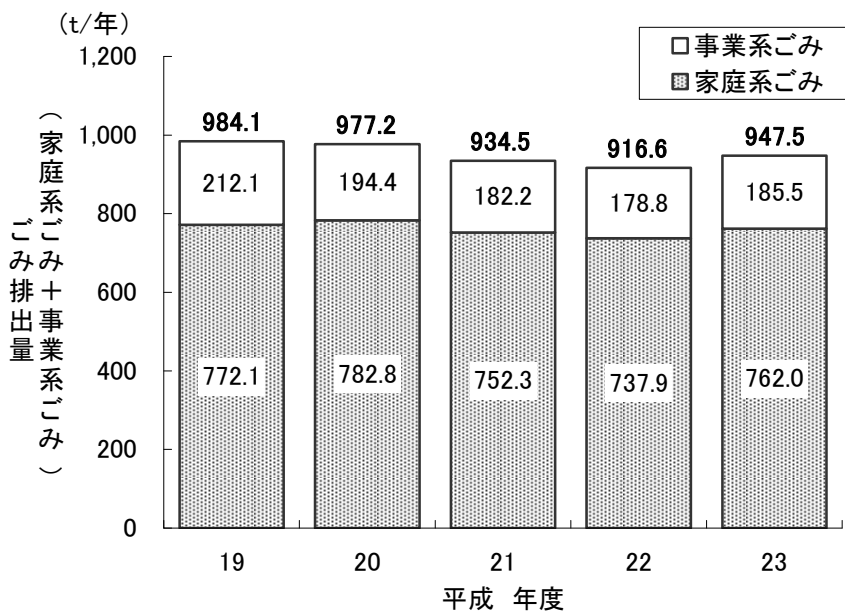


図 3-5-1 ごみ総排出量の推移

(2) 事業系ごみ

事業系ごみ排出量は、過去5年間（平成19～23年度）において減少傾向で推移しています。平成23年度の事業系ごみ排出量は185.5 tであり、平成19年度以降の5年間で12.5%減少しました。

なお、平成21年度以降に限ると、事業系ごみ排出量は横ばいで推移しており、減少傾向を示していません。

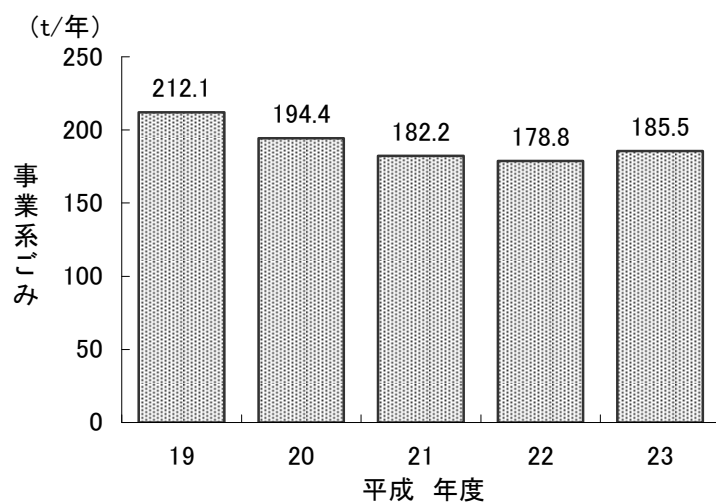


図 3-5-2 事業系ごみ排出量の推移

(3) 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出量は年度による変動がありますが、増加・減少等の傾向は示さず、ほぼ横ばいで推移しているとみなすことができます。平成 23 年度の家庭系ごみ排出量は 762.0 t であり、平成 19 年度と比較して 1.3%減少しました。

平成 23 年度の家庭系ごみの内訳をみると、燃やせるごみが 74.0%で最も多く、全体の約 3/4 を占めています。次いで資源ごみが 23.1%、粗大ごみが 1.7%、燃やせないごみ、危険物が 1.2%、有害ごみが 0.03%となっています。

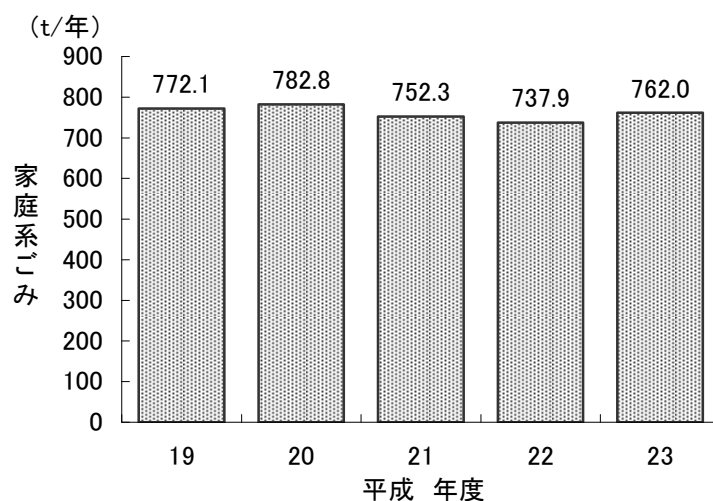


図 3-5-3 家庭系ごみ排出量の推移

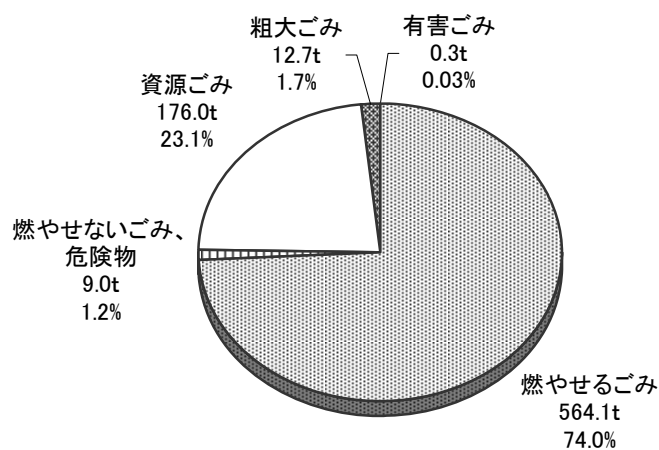


図 3-5-4 家庭系ごみの内訳 (平成 23 年度)

家庭系ごみの分別区分別の排出量をみると、燃やせるごみは増加傾向、資源ごみと粗大ごみは減少傾向で推移しています。

燃やせないごみ、危険物は年度による変動が大きく、増加・減少等の傾向は特に示していません。

有害ごみは、平成 20 年度に大きく増加し、以後減少傾向で推移しています。

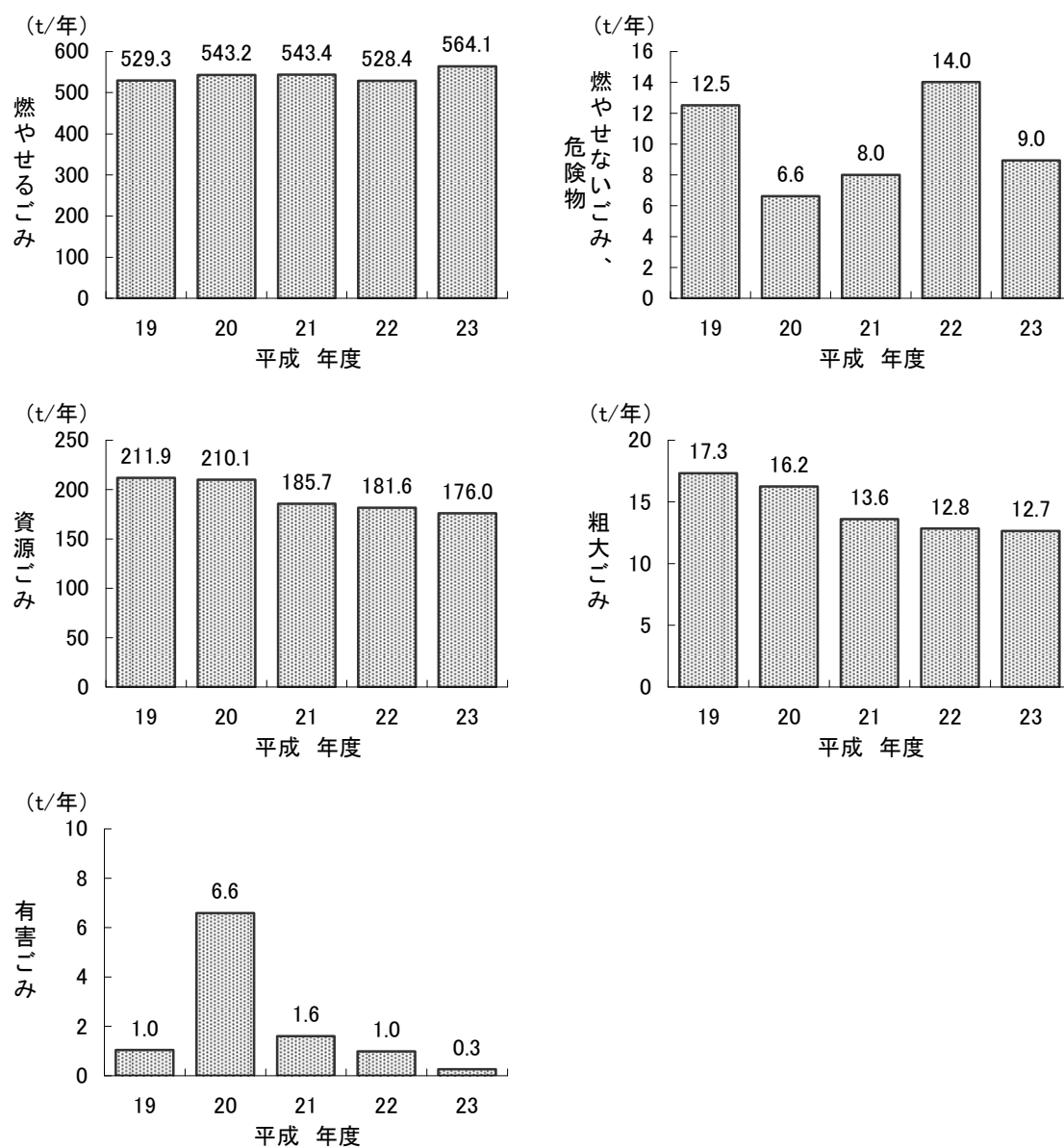


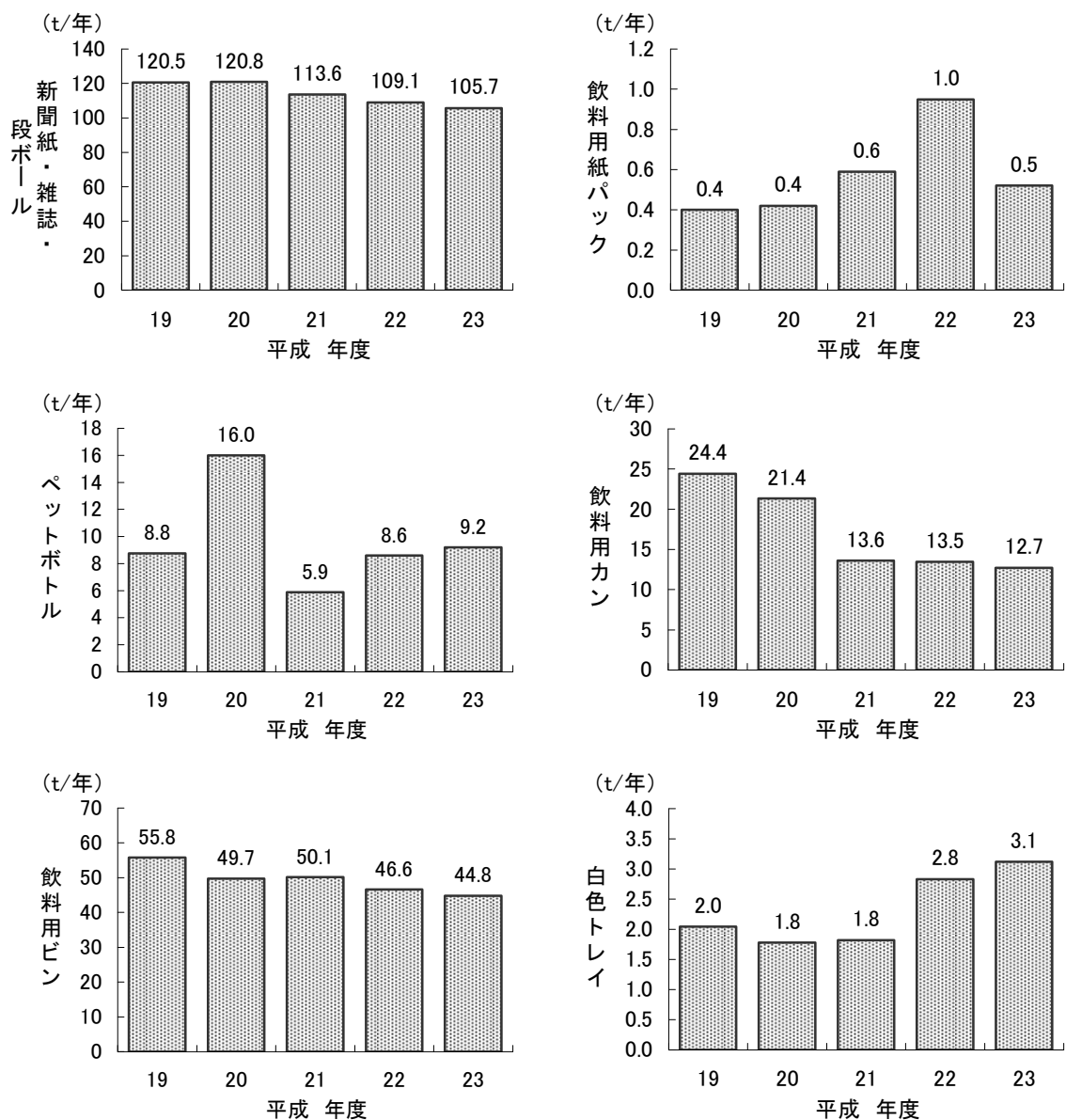
図 3-5-5 家庭系ごみの分別区分別排出量の推移

資源ごみの品目別の排出量をみると、新聞紙・雑誌・段ボール、飲料用カン、飲料用ビンは減少傾向、白色トレイは増加傾向で推移しています。

飲料用紙パックは、平成 22 年度まで増加傾向で推移しましたが、平成 23 年度に減少しました。

ペットボトルは年度による変動が大きく、増加・減少等の傾向は特に示していません。

また、金属類（飲料用カン以外の金属）は、平成 19～23 年度にかけて排出量は 0 t でした。



注. 金属類（飲料用カン以外の金属）は、平成 19～23 年度にかけて排出量は 0 t でした。

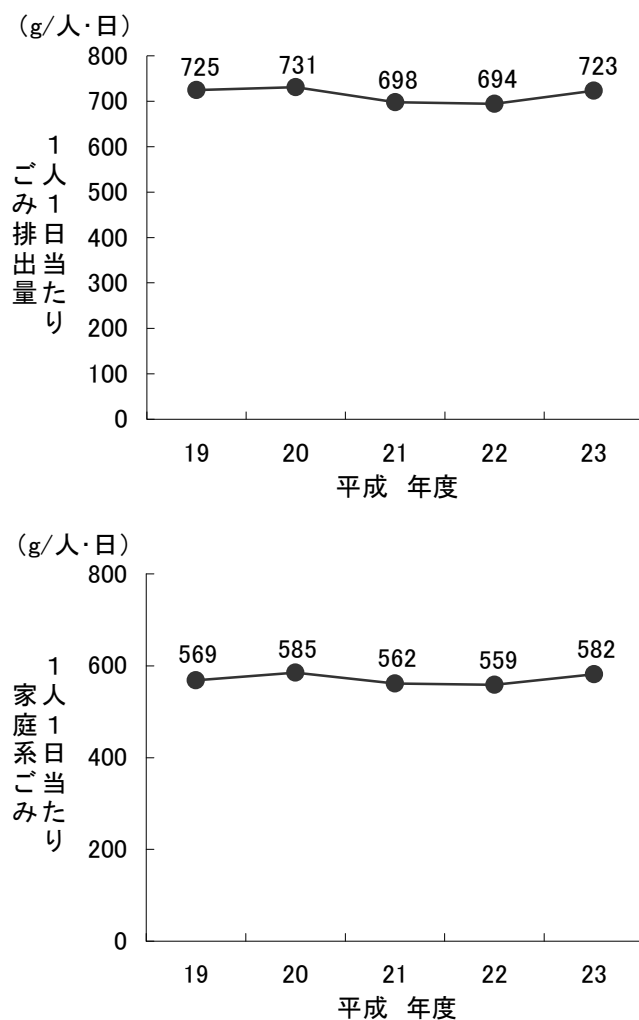
図 3-5-6 資源ごみの品目別排出量の推移

(4) 1人1日当たりのごみ排出量

平成23年度の1人1日当たりごみ排出量は723g/人・日であり、平成19年度の725g/人・日とほぼ同じ水準となっています。

平成23年度の1人1日当たり家庭系ごみは582g/人・日であり、平成19年度の569g/人・日と比べて2.3%増加しました。

1人1日当たりごみ排出量、1人1日当たり家庭系ごみは、いずれもほぼ横ばいで推移しており、近年では村民一人ひとりのレベルでのごみの減量は進んでいないことが伺われます。



注. 1人1日当たりのごみ排出量＝各年度のごみ排出量÷（人口×年間日数）

図3-5-7 1人1日当たりのごみ排出量の推移

6 ごみ処理・処分量

平成 23 年度に本村から排出された事業系ごみは 185.5 t、家庭系ごみは 762.0 t、合計 947.5 t であり、このうち燃やせるごみは、沼田市外二箇村清掃施設組合の清掃工場（焼却施設）で焼却処理され、処理後の焼却残灰は民間業者により埋立処分されています。

燃やせないごみ、危険物は、収集後、黒岩で備蓄・粉砕され、民間業者により埋立処分されています。

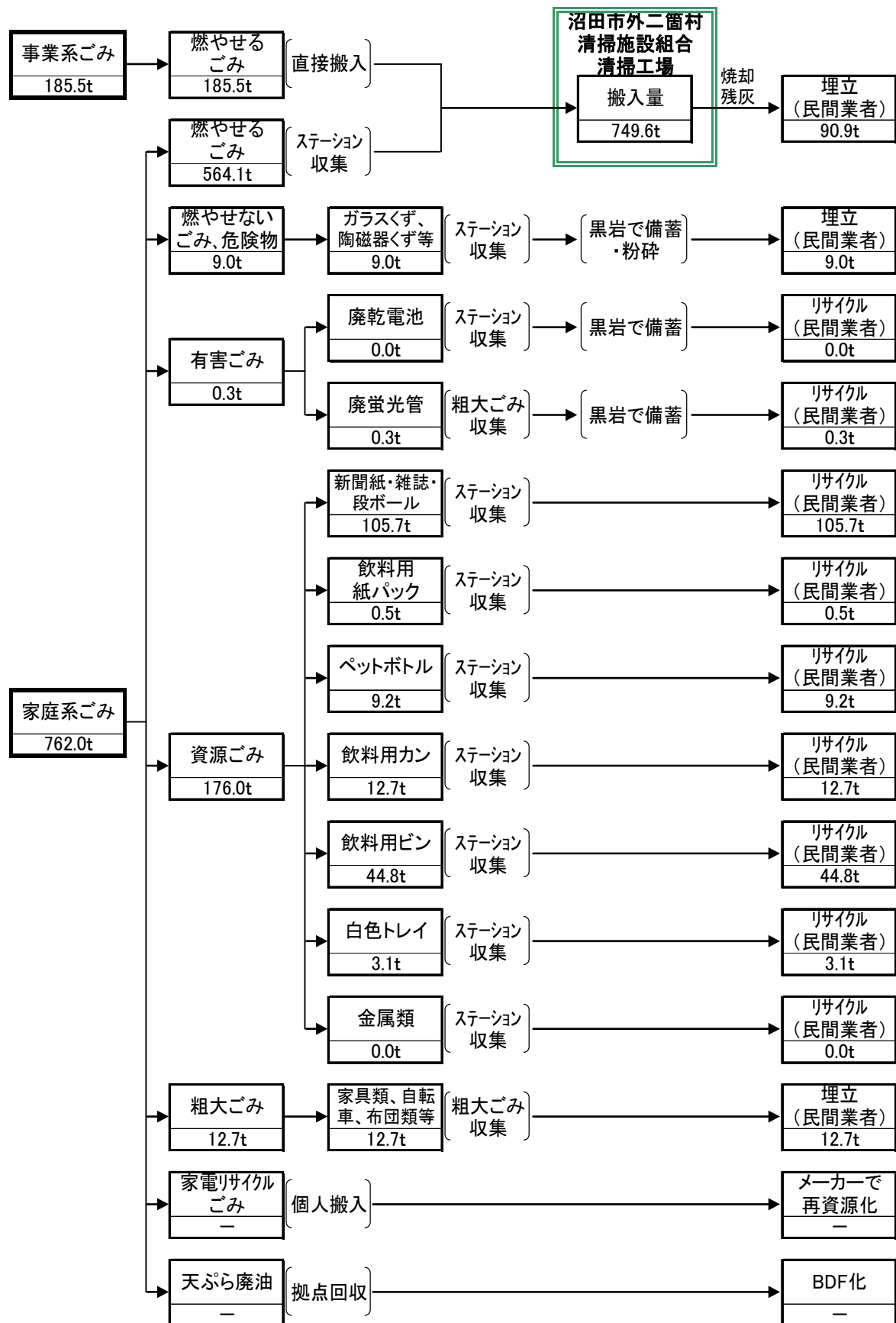
有害ごみは、収集後、品目毎（廃乾電池、廃蛍光管）に黒岩で備蓄され、民間業者によりリサイクルされています。

資源ごみは、収集後、品目毎（新聞紙・雑誌・段ボール、飲料用紙パック、ペットボトル、飲料用カン、飲料用ビン、白色トレイ、金属類）に民間業者によりリサイクルされています。

粗大ごみは、収集後、民間業者により破砕処理され、処理後の残渣物は埋立処分されています。

家電リサイクルごみは、販売店等で回収後、メーカーで再資源化されています。

天ぷら廃油は、川場村文化会館裏のごみステーション隣で拠点回収後、BDF 化により燃料として利用されています。



注. 本村において、集団資源回収は行われていません。

図 3-6-1 ごみ処理フロー（平成 23 年度）

(1) 焼却施設への搬入量

沼田市外二箇村清掃施設組合の清掃工場では、本村の他、沼田市と昭和村から搬入された燃やせるごみを焼却処理しています。本村から排出されたごみの焼却施設への搬入量は、平成 23 年度は合計 749.6 t（家庭系ごみ 564.1 t、事業系ごみ 185.5 t）であり、平成 22 年度に落ち込みましたが、平成 19 年度以降ほぼ横ばいで推移しているとみなすことができます。

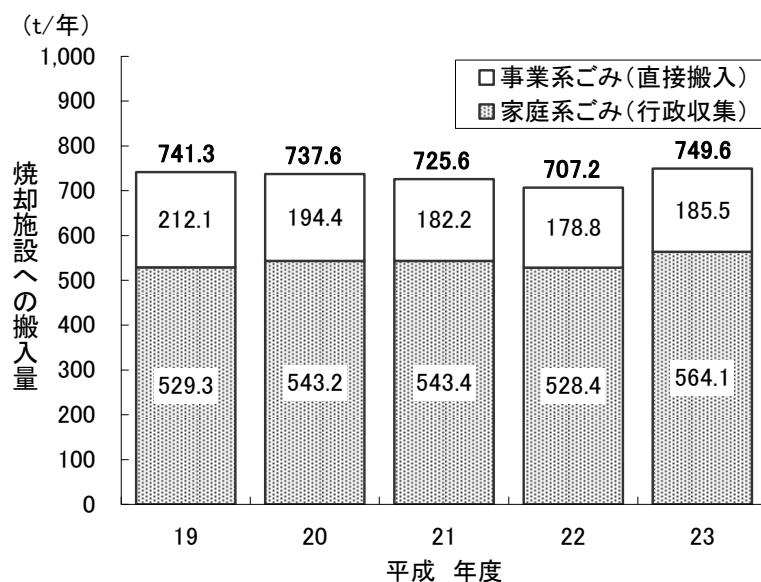
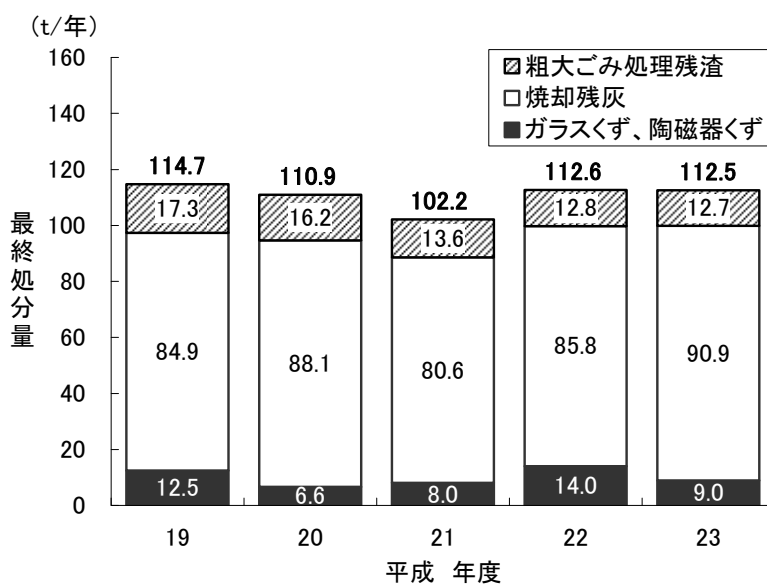


図 3-6-2 焼却施設への搬入量の推移

(2) 最終処分量

本村から排出されたごみの最終処分量は、平成 23 年度は合計 112.5 t（ガラスくず、陶磁器くず 9.0 t、焼却残灰 90.9 t、粗大ごみ処理残渣 12.7 t）であり、平成 21 年度に落ち込みましたが、平成 19 年度以降ほぼ横ばいで推移しているとみなすことができます。

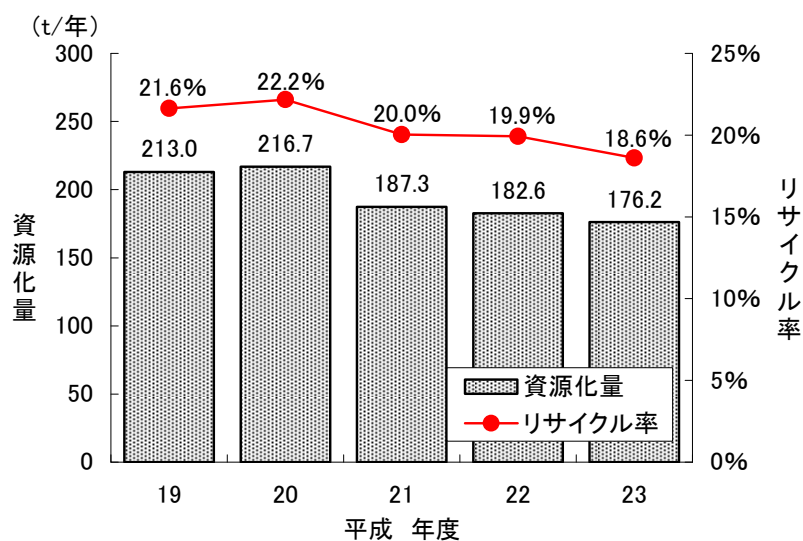


注. 焼却残灰量は、沼田市外二箇村清掃施設組合の残灰量の実績値を 1 市 2 村の焼却施設への搬入量で按分することにより設定。

図 3-6-3 最終処分量の推移

(3) 資源化量・リサイクル率

平成 23 年度の資源化量は 176.2 t、リサイクル率(ごみ排出量に対する資源化量の比率)は 18.6%です。資源化量とリサイクル率は、平成 20 年度をピークに減少傾向で推移しています。



注 1. リサイクル率=資源化量÷ごみ排出量

2. 資源化量の内訳

①紙類(新聞紙・雑誌・段ボール)、②紙パック、③飲料用カン(スチール・アルミ)、
④ガラス類(生ビン・カレット)、⑤ペットボトル、⑥白色トレイ、⑦廃乾電池・蛍光管

3. 本村において、集団資源回収は行われていません。

図 3-6-4 資源化量・リサイクル率の推移

(4) ごみ処理事業経費

平成 22 年度のごみ処理事業経費は 50,352 千円、村民 1 人当たりの処理費は 13,948 円/人です。ごみ処理事業経費は減少傾向で推移しています。また、村民 1 人当たりの処理費は、平成 20 年度をピークに減少傾向で推移しています。

平成 22 年度のごみ処理事業経費の内訳をみると、清掃施設組合負担金が 71.5%、不燃・可燃・資源ごみ収集運搬が 16.8%などとなっています。

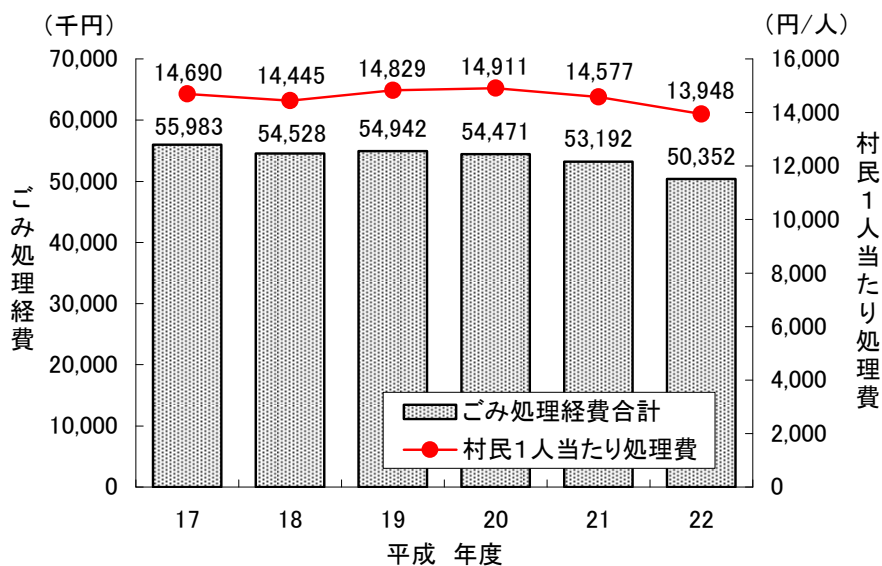


図 3-6-5 ごみ処理事業経費の推移

7 ごみ処理の評価

本村のごみ処理の状況について、以下の指針・目標等に準拠して評価を行いました。

- ・「市町村における循環型社会作りに向けた一般廃棄物処理システム指針」（平成 19 年 6 月
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）
- ・国の目標：廃棄物処理法に基づく基本方針（平成 22 年 12 月）での目標
- ・県の目標：群馬県循環型社会づくり推進計画（平成 23 年 3 月）での目標

評価項目としては、以下の指標を用いました。

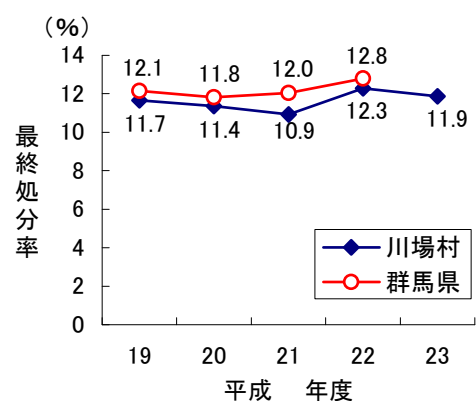
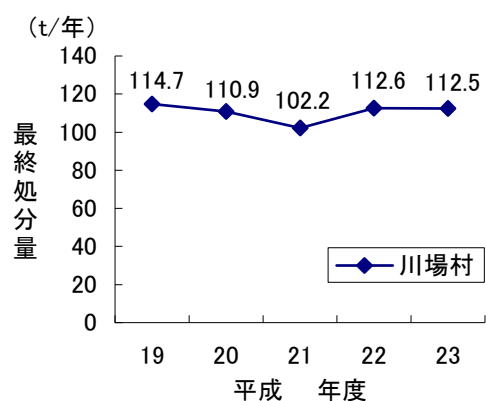
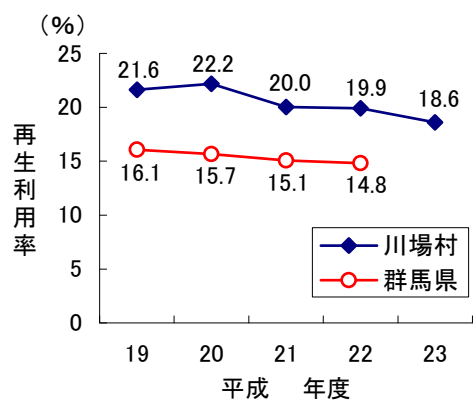
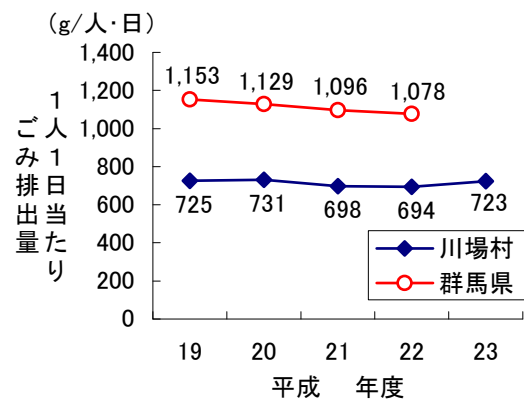
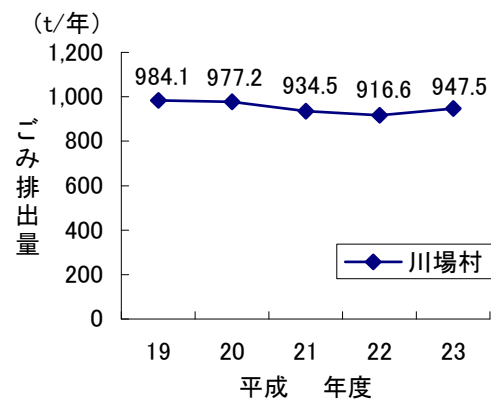
- ①ごみ排出量
- ②1人1日当たりごみ排出量
- ③再生利用率（リサイクル率：資源化量÷ごみ排出量）
- ④最終処分量
- ⑤最終処分率（最終処分量÷ごみ排出量）

表 3-7-1 ごみ処理の状況の評価結果

指 標	評 価 結 果
①ごみ排出量	○ 本村のごみ排出量は、減少傾向で推移しています。 平成 23 年度のごみ排出量は 947.5 t であり、平成 19 年度以降の 5 年間で 3.7%減少しました。
②1人1日当たりごみ排出量	○ 本村の1人1日当たりごみ排出量は、群馬県の平均と比較してほぼ7割の水準を維持しています。 しかし、群馬県の平均が減少傾向で推移しているのに対し、本村はほぼ横ばいで推移しており、近年では村民一人ひとりのレベルでのごみの減量は進んでいないことが伺われます。
③再生利用率（リサイクル率）	○ 本村の再生利用率は、群馬県の平均と比較して5～6ポイント高い数値を示しています。 再生利用率は、本村、群馬県いずれも減少傾向で推移しています。
④最終処分量	△ 本村の最終処分量は、平成 23 年度は合計 112.5 t であり、平成 21 年度に落ち込みましたが、平成 19 年度以降ほぼ横ばいで推移しているとみなすことができます。 ごみ排出量は減少傾向で推移しているのに対し、最終処分量は減少傾向を示していません。
⑤最終処分率	△ 本村の最終処分率は、群馬県の平均と比較してわずかに低い水準となっています。 また、最終処分率は、本村、群馬県いずれもほぼ横ばいで推移しており、減少傾向を示していません。

注 1. 再生利用率（リサイクル率）＝資源化量÷ごみ排出量

2. 最終処分率＝最終処分量÷ごみ排出量



注1. 再生利用率（リサイクル率）＝資源化量÷ごみ排出量

2. 最終処分率＝最終処分量÷ごみ排出量

図3-7-1 評価項目の推移状況

8 ごみに関する課題

(1) ごみの排出に関する課題

課題1 家庭系ごみの減量

本村において、家庭系ごみ排出量は横ばいで推移しています。また、1人1日当たり家庭系ごみは減少しておらず、村民一人ひとりのレベルでのごみ減量は進んでいないことが伺われます。

本村において排出されるごみの多くは家庭系ごみであるため、ごみの一層の減量のためには、家庭系ごみの更なる減量が必要です。

また、家庭系ごみの約3/4は「燃やせるごみ」であるため、ごみの組成を十分に把握した上で、減量化・資源化を進めるものとします。特に家庭系ごみの減量に効果が大いと考えられる「資源物の分別徹底」と「生ごみの減量」に向けて、今後も重点的に取り組みます。

課題2 事業系ごみの減量

本村において、事業系ごみ排出量は、平成21年度以降は横ばいとなっており、減少傾向を示していないため、今後は減量化に向けて対策を強化する必要があります。

事業系ごみは、業種や事業所の形態により、排出状況が大きく異なることが特徴であるため、事業系ごみの排出実態を正しく把握し、適切な減量施策などについて今後も引き続き検討し、事業系ごみの減量化・資源化に向けて取り組みます。

このとき、ごみ処理を担当している沼田市外二箇村清掃施設組合と協力し、以下の事項について検討します。

- ・事業系ごみの処理手数料は、負担の公平化の観点も踏まえて定期的に検討を行い、ごみの排出者に適正・公平な負担となるよう配慮します。
- ・十分に分別されていないごみの搬入禁止措置などについて検討します。

(2) 減量化・資源化に関する課題

課題3 ごみ分別の徹底とリサイクルの推進

ごみ分別は、以下の点からも必要であり、今後も徹底を図る必要があります。

- ・ごみ処理施設への負担軽減（ごみ処理施設での焼却処理量の削減）につながる事
- ・資源化量の増加とリサイクル率の向上につながる事

本村のリサイクル率は、群馬県平均と比べて高い水準にあるため、村民の意識の中に「リサイクル」は着実に浸透していることが伺われました。

本村において、リサイクル率は近年減少傾向で推移していますが、これは新聞や雑誌の販売部数の減少による古紙そのものの減少や、容器包装がビン・カンからペットボトルやプラスチック製容器包装に変化したことによる影響などが考えられます。このように重量ベースでのリサイクル率は、リサイクルの取り組みの実態を反映していない可能性があるため、今後はこれらの事項を踏まえた上で、リサイクルの取り組みのあり方について検討します。

また、資源物については、分別徹底により異物の混入を防ぎ、資源としての品質向上を図る必要があります。資源物の回収量増加と品質向上による売却益の増加は、ごみ処理事業の歳入の増加につながる事からも、今後も資源物の回収量の増加を一層推進する必要があります。

この他、可燃ごみのうち、生ごみなどのバイオマス資源の利用方法について調査・検討を行い、焼却施設での処理量の削減と資源化の推進の可能性について検討します。

課題4 生ごみの減量

家庭系ごみのうち、重量比で最も大きな成分は「生ごみ」です。家庭系ごみの減量のためには、生ごみの減量が大きな効果を示します。ダイオキシン類の発生防止やごみ処理施設への負担軽減に向けた焼却処理量の削減のためにも、自家処理の推進や水切り徹底などにより一層の生ごみの減量化を図る必要があります。

また、本村は田畑や果樹園、山林が多いことから、生ごみの堆肥としての利用方法など、生ごみを地域の資源として有効活用する方法について検討します。

課題5 新たな資源物指定の検討

平成24年度現在、本村では「プラスチック製容器包装」や「紙製容器包装」、「雑がみ」については、資源物指定を行っていません。

これらの品目を資源物指定して「燃やせるごみ」から除くことは、以下の点からも有効と考えられるため、資源物指定の適否について、今後検討するものとします。

- ・これらの品目は重量の割に容積が大きいいため、分別して「燃やせるごみ」から除くことにより、効率的なごみの収集・運搬が可能となること
- ・新規資源物の指定により、資源化量の増加とリサイクル率の向上につながる事
- ・焼却処理量の削減により、ごみ処理施設への負担軽減につながる事
- ・これらの品目は燃焼時に高温となるため、焼却処理しないことにより、炉への負担軽減につながる事

(3) 収集・運搬に関する課題

課題6 効率的な収集・運搬

本村は人口の割に面積が広く、山麓や山間部にも集落が散在しているため、収集・運搬に要する手間とコストが大きいことが特徴です。

平成22年度のごみ処理事業経費のうち、不燃・可燃・資源ごみ収集運搬が16.8%となっており、ごみの収集・運搬に要する費用がかなりの比率を占めています。

本村において、人口密度が低いことや集落が散在することなどの条件は今後も変わらないため、より効率的な収集・運搬のあり方について引き続き検討を継続します。

課題7 ごみステーションの適正管理

ごみステーションにおける不適正なごみ出し（未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出しなど）を防止するため、地域住民との連携・協力によるごみステーションの管理について検討します。

課題8 安全なごみ収集の継続

ごみステーションは、歩道上や道路わきに設置しているものが多いため、ごみの収集作業の際には、事故を起こすことの無いよう細心の注意を払います。

また、収集作業中の引火・爆発等の事故や作業員のけがを防ぎ、安全なごみ収集を継続するため、蛍光管、水銀体温計、乾電池、スプレー缶、ライター、刃物などの分別徹底について、村民への意識啓発・指導等を継続します。

この他、蛍光管、水銀体温計、乾電池、スプレー缶、ライター、刃物などの適正な回収と処理を推進するため、販売店回収の拡大や公共施設等での拠点回収の実施などについて検討します。

課題9 将来的な人口減少・高齢化への対応

本村では、将来における人口減少、急速な高齢化、要介護者の増加などが予測されます。将来的な高齢化・人口減少への対応のため、より作業効率の高いごみの収集・運搬体制を構築する必要があります。

この他、高齢化に伴い、在宅医療廃棄物の排出量の増加が予測されるため、近隣自治体や沼田市外二箇村清掃施設組合、医療機関、収集運搬業者との連携・協力の下、将来における医療廃棄物の収集のあり方についても検討します。

(4) 処理・処分にに関する課題

課題 10 ごみ処理施設への負担軽減

本村から排出された「燃やせるごみ」は、沼田市外二箇村清掃施設組合の清掃工場で焼却処理されていますが、清掃工場は施設自体が古く（昭和 48 年度に使用開始）、大規模改修工事を実施してからも 10 年余り経過しており、処理時の安全確保と処理施設の故障防止のためにも、分別徹底による減量化と異物除去の徹底が望まれます。

課題 11 最終処分量の削減

本村の最終処分率は、群馬県平均と比べてやや低い水準にあります。

しかし、本村では最終処分場を保有せず、民間業者に委託して埋立処分を行っているため、ごみの減量化と資源化の推進により、今後も一層の最終処分量の削減に努める必要があります。

なお、埋立処分は、対象物毎に民間業者に委託していますが、委託先については、今後も複数の業者を確保することで不測の場合のリスクを分散させる必要があります。

課題 12 ごみ処理経費の削減

本村では、将来的な人口の減少以上に、高齢化・少子化に伴う 15～64 歳の「生産年齢人口」の減少が大きいことが予測されています。生産年齢人口の減少は、村の税収の減少に直結するため、今後も一層効率的なごみ処理を推進し、ごみ処理経費の節減に努める必要があります。

このため、処理経費削減に向けたごみ発生・排出抑制の一層の推進に努めるとともに、人口減少とそれに伴うごみ量の減少を前提とした上で、これまで以上に合理的・経済的なごみ処理のあり方について検討します。

課題 13 不法投棄の防止

本村は、村域のほとんどが山林であるため、不法投棄を招きやすい地理的条件にあります。また、不法投棄の防止に向けて常時監視することは困難であるため、現時点では不法投棄をなくす有効な手段は見つからず、対応に苦慮している状況にあります。

現在では、不法投棄が発見されたたびに、その都度個別に撤去等の対処を行っています。

今後も、山間部の林道など人里離れた場所における不法投棄の未然防止に向けて、対策の強化等について検討します。

第4章 ごみ処理量の予測

1 将来人口の設定

将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の市区町村別将来推計人口』（平成20年12月推計）を使用することを基本として設定しました。

本村の将来人口は、平成29年度が3,419人（平成23年度の実績値3,579人から4.5%減少）、平成34年度が3,295人（同7.9%減少）、平成39年度が3,190人（同10.9%減少）となっています。

表4-1-1 将来人口の設定結果

項 目	単位	平成 年度																	
		実績値		推計値															
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
人口	人	3,618	3,579	3,560	3,531	3,502	3,475	3,447	3,419	3,391	3,363	3,337	3,316	3,295	3,274	3,253	3,230	3,210	3,190
増減比(H23を基準とする)	%		0.0%	-0.5%	-1.3%	-2.2%	-2.9%	-3.7%	-4.5%	-5.3%	-6.0%	-6.8%	-7.3%	-7.9%	-8.5%	-9.1%	-9.8%	-10.3%	-10.9%

注1. 実績値は各年度3月31日現在の人口、推計値は各年度10月1日現在の人口を示します。

2. 推計人口とは、国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査結果を基に推計した将来人口です。

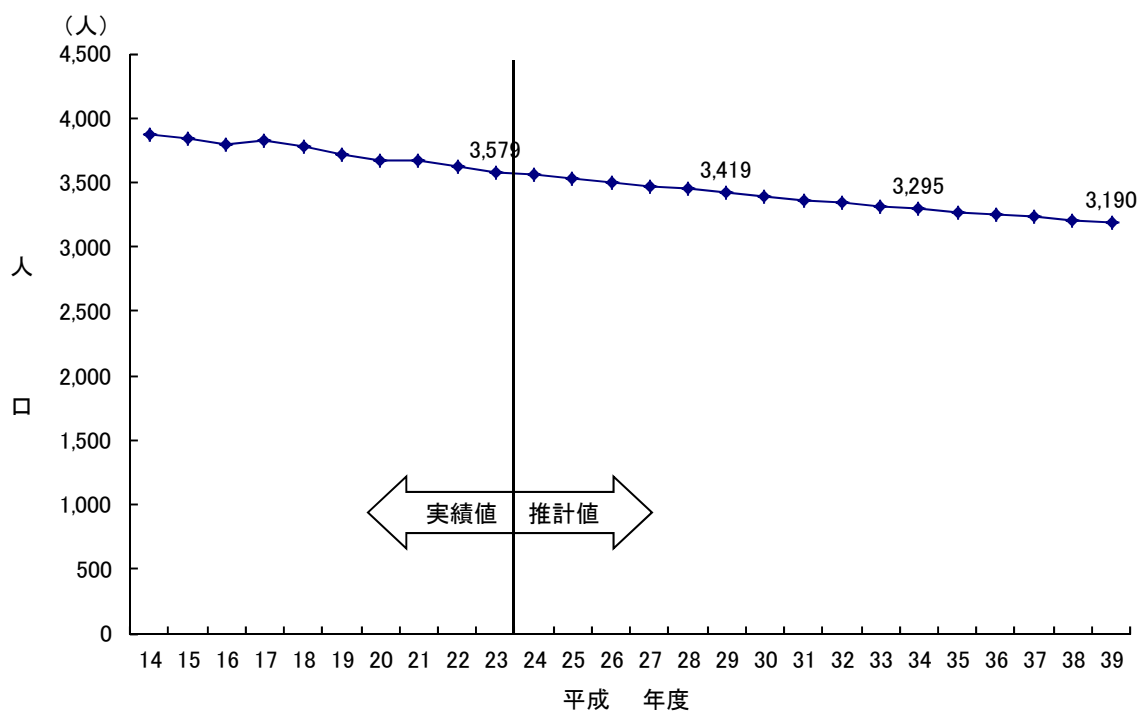


図4-1-1 川場村の人口の推移

2 ごみ排出量の予測結果

(1) ごみ排出量

ごみ排出量（家庭系ごみ、事業系ごみの合計）は、将来も減少傾向で推移し、平成 29 年度は 888.6 t（平成 23 年度から 6.2%減少）、平成 34 年度は 862.7 t（同 9.0%減少）、平成 39 年度は 842.6 t（同 11.1%減少）と予測されました。

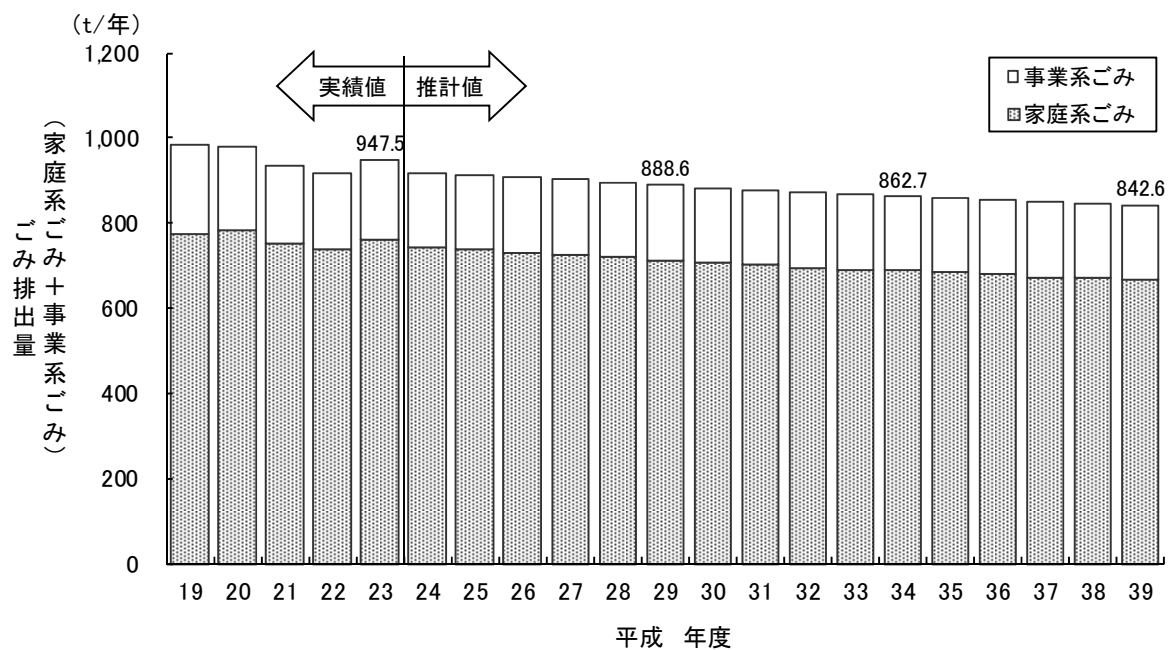


図 4-2-1 ごみ排出量の予測結果（現状推移時）

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、将来は減少傾向が収まりほぼ横ばいで推移し、平成 29 年度は 175.7 t（平成 23 年度から 5.3%減少）、平成 34・39 年度は 175.6 t（同 5.3%減少）と予測されました。

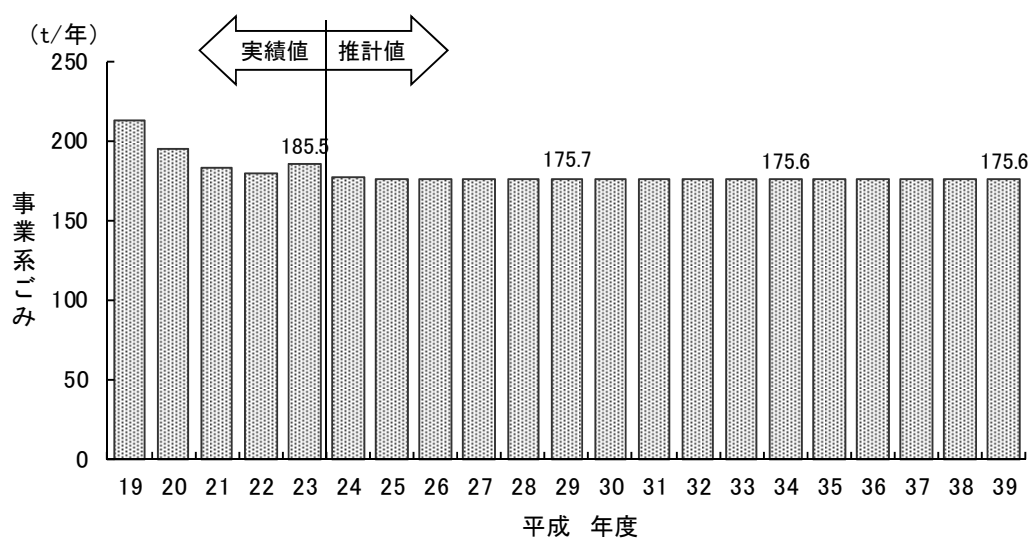


図 4-2-2 事業系ごみの予測結果（現状推移時）

(3) 家庭系ごみ

家庭系ごみは、人口の減少に伴い将来も減少傾向で推移し、平成 29 年度は 712.9 t（平成 23 年度から 6.4%減少）、平成 34 年度は 687.0 t（同 9.8%減少）、平成 39 年度は 667.0 t（同 12.5%減少）と予測されました。

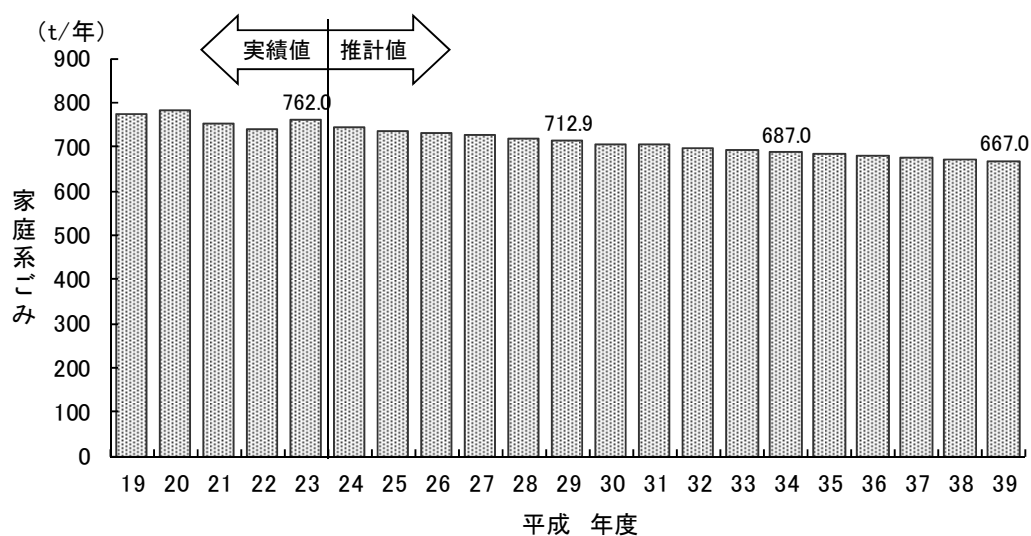


図 4-2-3 家庭系ごみの予測結果（現状推移時）

3 ごみ処理・処分量の予測結果

(1) 焼却施設への搬入量

焼却施設への搬入量は、ごみ排出量の減少に伴い将来も減少傾向で推移し、平成 29 年度は 703.4 t（平成 23 年度から 6.2%減少）、平成 34 年度は 684.3 t（同 8.7%減少）、平成 39 年度は 669.4 t（同 10.7%減少）と予測されました。

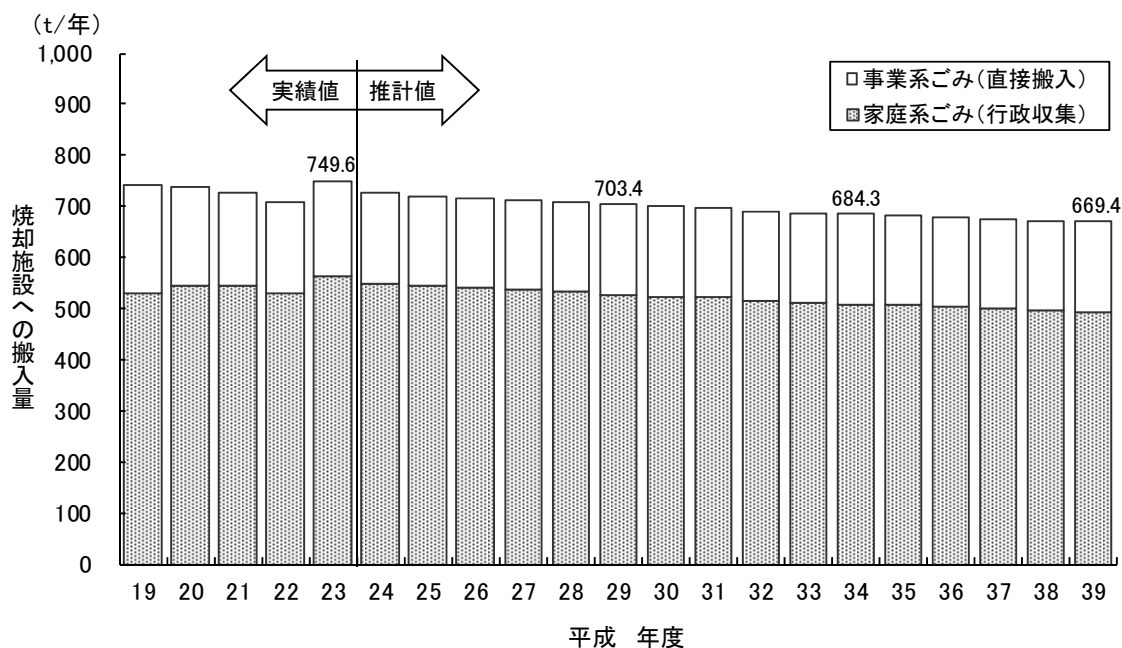


図 4-3-1 焼却施設への搬入量の予測結果（現状推移時）

(2) 最終処分量

最終処分量は、ごみ排出量の減少に伴い将来も減少傾向で推移し、平成 29 年度は 105.5 t（平成 23 年度から 6.2%減少）、平成 34 年度は 102.5 t（同 8.9%減少）、平成 39 年度は 100.1 t（同 11.0%減少）と予測されました。

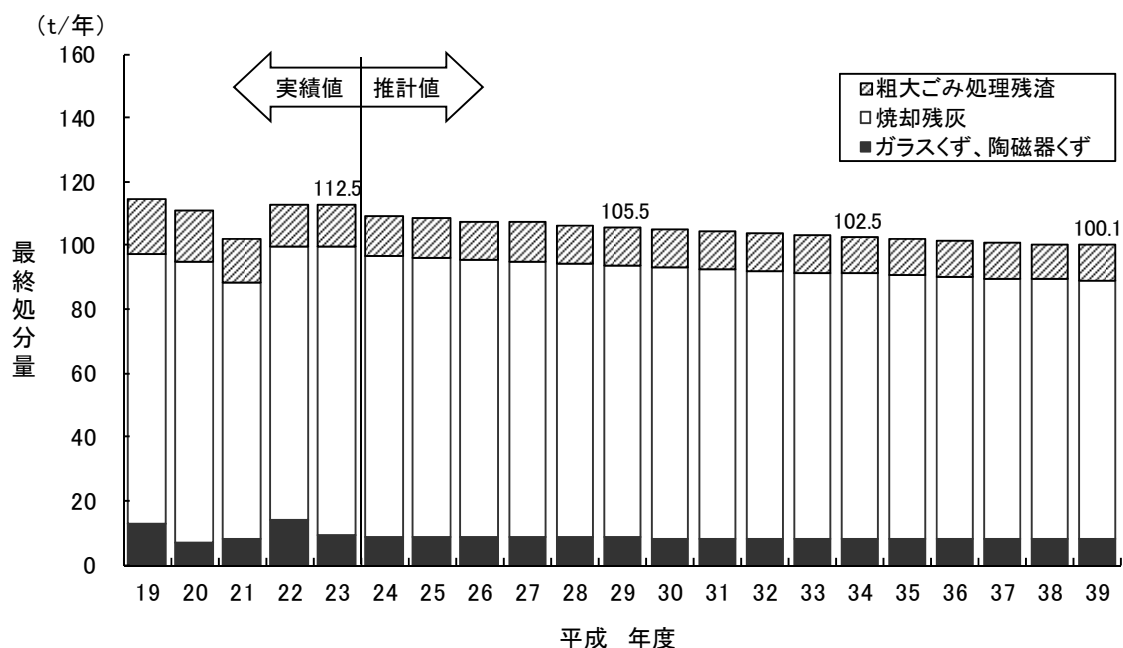


図 4-3-2 最終処分量の予測結果（現状推移時）

(3) 資源化量・リサイクル率

資源化量は、ごみ排出量の減少に伴い将来も減少傾向で推移し、平成 29 年度は 164.9 t（平成 23 年度から 6.4%減少）、平成 34 年度は 158.9 t（同 9.8%減少）、平成 39 年度は 154.3 t（同 12.5%減少）と予測されました。

ごみ排出量と資源化量の減少傾向は同じ程度であるため、リサイクル率は横ばいで推移します。リサイクル率は、平成 29 年度は 18.6%（平成 23 年度と同じ水準）、平成 34 年度は 18.4%（平成 23 年度から 0.2 ポイント減少）、平成 39 年度は 18.3%（平成 23 年度から 0.3 ポイント減少）と予測されました。

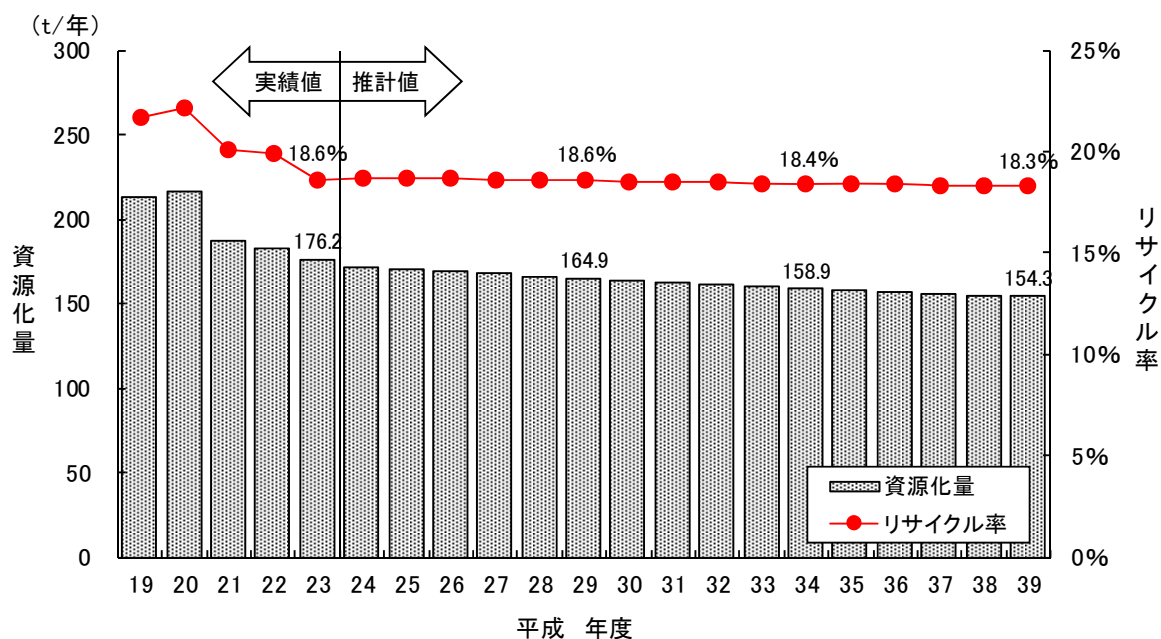


図 4-3-3 資源化量・リサイクル率の予測結果（現状推移時）

第5章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

本村の豊かな自然環境と安全な生活環境を将来の世代に引き継いで行くためには、日常の生活や事業活動からの環境負荷の低減に努める必要があります。

家庭や事業所からの環境負荷としては、ごみの排出の他、エネルギー消費に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出、水の使用に伴う排水（污水）の排出などがあります。このうち「ごみ」は、家庭や事業所などから排出している状況を実際に目で確認でき、量を数値化して評価できるため、環境負荷の指標として最も身近でわかりやすく、環境負荷の低減のためには、ごみの減量に努めることが最も効果が高いといわれています。

現在のごみに関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄というこれまでのライフスタイルやビジネススタイルに起因しているものであり、物質的な豊かさと利便性・効率性のみを追求してきたこれまでの風潮によるものです。

このため、従来のライフスタイルやビジネススタイルの見直しと、一人ひとりの価値観の転換により、将来的に持続可能な「循環型社会」を形成し、豊かさや快適さのみを追求せず、安全・安心な社会が現在だけでなく、将来においても維持される社会を目指して、各種の取り組みを進めていくことが大切です。

本村では、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を平成9年3月に策定し、廃棄物行政に係る各種の施策を推進し、ごみの減量化・資源化に努めてきました。この結果、近年における本村の1人1日当たりごみ排出量は、群馬県の平均を大きく下回る水準で推移しています。また、再生利用率（リサイクル率）は、群馬県の平均を大きく上回る水準で推移しています。これらの指標より、本村において、ごみの減量化・資源化は一定の成功を収めてきたと評価できます。

本計画でも、この流れを大きく変えることなく、今後ごみの減量化・資源化を引き続き推進していくことが望まれます。

この上で本村を取り巻く社会情勢をみると、将来における人口減少と急速な高齢化の進行、高齢者のみの世帯の増加などが予測されています。このため、本村での「循環型社会」の形成に向けて、これまで以上に効果的かつ効率的にごみの減量化・資源化を推進していくことが望まれます。

これらを受けて、本計画では基本理念を以下のとおり定め、村民、事業者、行政が一体となったごみの減量化・資源化の取り組みを推進し、地域における循環型社会の形成を目指します。

❀ 基 本 理 念 ❀

**ごみの減量と資源循環の推進により
みんなでつくる美しく住みよい村づくり**

2 基本方針

本計画では、循環型社会の形成に向けて、ごみの減量〔リデュース〕を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけ再使用〔リユース〕・再生利用〔リサイクル〕に回す、という『3R原則』をごみ処理の基本として、基本方針や具体的な施策などを示すこととします。

また、ごみの発生・排出抑制や適正な処理・処分のあり方などを示すとともに、計画の展開・推進に際しての村民、事業者、行政の役割分担を明らかにします。

この他、行政は、ごみ処理を担当する主体として、環境への負荷の少ない適正なごみ処理事業を継続することを目指します。

基本理念の実現を目指すための基本方針を以下に示します。

本計画では、これらの基本方針に基づく各種の施策を展開することにより、村域における環境負荷の抑制と循環型社会の実現を目指します。

✿ 基本理念の実現を目指すための基本方針 ✿

基本方針 1. ごみの減量化と資源化の推進

- 村民・事業者・行政のパートナーシップを基調とする施策の展開により、ごみの減量を図ります。
- 3R〔リデュース・リユース・リサイクル〕を基本とする施策の展開により、資源回収量の増加と資源の有効活用を図ります。併せて、資源ごみの効率的な回収とリサイクルルートの確保を図ります。

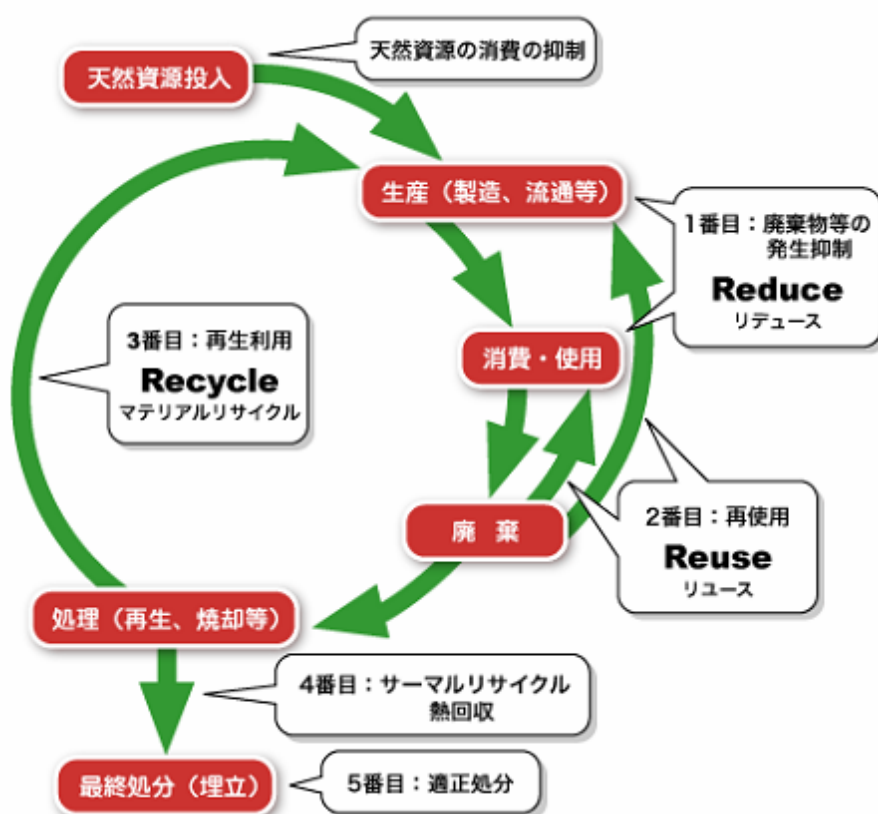
基本方針 2. 適正なごみ処理事業の推進

- 安心・安全で環境負荷の少ないごみ処理事業の推進により、本村の豊かな自然と安全な生活環境を守ります。
- 経済性を考慮した効果的・効率的なごみ処理事業の推進により、ごみ処理経費の節減に努め、人口減少や高齢化などの社会情勢の変化に柔軟に対応します。

☆☆ 参考資料 循環型社会の姿 ☆☆

本計画では、「循環型社会形成推進基本法」に定める『3 R原則』に基づき、「ごみの減量化を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回す」ことを基本として、ごみ処理を行うものとします。

3 R原則とは、まずごみの発生・排出を抑制し（リデュース）、次いで不要となったものの再使用に努め（リユース）、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進（リサイクル）することで、ごみの減量と円滑な資源循環の実現を目指し、その上でどうしても資源として利用不可能なものを対象として、環境への負荷の少ない適正な処理・処分を行うものです。



1 番目：廃棄物等の発生抑制 (Reduce リデュース)	ごみとなるようなものを作らない・求めないというライフスタイルを定着させます。
2 番目：再使用 (Reuse リユース)	不要となったものを繰り返し使用することにより、ごみとして排出する量を減らします。
3 番目：再生使用 (Recycle リサイクル)	発生・排出抑制、再使用を行った後に排出されるごみのうち、リサイクル可能なものは「資源」としてリサイクルします。
4 番目：熱回収 (サーマルリサイクル)	発生・排出抑制、再使用、再生利用を図った後で残ったごみのうち、焼却可能なものは焼却処理を行い、その際に得られる熱を積極的に回収して有効利用します。
5 番目：適正処分	どうしても利用不可能なものは、環境への負荷の少ない適正な方法で処理・処分します。

資料：環境省

図 5-2-1 循環型社会の概念図

3 数値目標

(1) ごみ減量に係る目標

ごみ減量に係る目標については「ごみ排出量」(家庭系ごみ、事業系ごみの合計)を対象とします。本計画では、家庭系ごみ、事業系ごみを区分せず、全体でのごみ減量を推進するものとします。近年、本村では、家庭系ごみ、事業系ごみともに横ばいで推移しています。現状推移時の場合、将来的な人口減少に合わせて家庭系ごみは減少傾向で減少していくことが予測されました。

これに伴い、「ごみ排出量」(家庭系ごみ、事業系ごみの合計)も減少傾向で推移していくものと予測されましたが、本計画に基づく各種の施策を実施することにより、現状推移時よりも大きく減量させることを目指します。

表 5-3-1 ごみ減量に係る目標

項 目	数 値 目 標
ごみ排出量	平成 29 年度までに現状(平成 23 年度)よりも 80t 以上減量します。
	平成 34 年度までに現状(平成 23 年度)よりも 120t 以上減量します。
	平成 39 年度までに現状(平成 23 年度)よりも 160t 以上減量します。

表 5-3-2 ごみ減量に係る目標の具体的内容

項 目	現状	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
	平成23年度	平成29年度	平成34年度	平成39年度
ごみ排出量	947.5t/年 (100)	867.5t/年 (92)	827.5t/年 (87)	787.5t/年 (83)

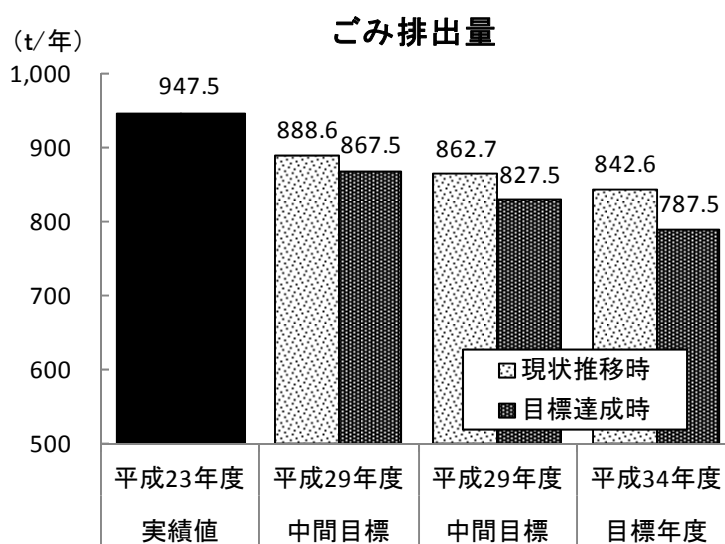


図 5-3-1 ごみ減量に係る目標

(2) 処理・処分に係る目標

処理・処分に係る目標については、以下の事項を考慮して「リサイクル率」を対象とします。

- ・本村から排出された燃やせるごみは、沼田市外二箇村清掃施設組合の清掃工場で焼却処理され、処理後の焼却残灰は民間業者により埋立処分されていること
- ・最終処分量は、ほとんどが焼却残灰であること

本計画では、焼却処理量や最終処分量については目標を設定しませんが、ごみ減量に努めることにより、焼却処理量や最終処分量の減量を推進するものとします。

近年、本村では、資源化量及びリサイクル率は減少傾向で推移しています。現状推移時の場合、人口減少に伴う資源ごみ回収量の減少の影響により、資源化量は減少傾向、リサイクル率は横ばいで推移していくことが予測されました。

しかし、家庭系の燃やせるごみを対象として、本計画に基づく各種の施策を実施することにより、「リサイクル率」については、現状よりも高い水準を目指すものとします。

表 5-3-3 処理・処分に係る目標

項 目	数 値 目 標
リサイクル率	平成 29 年度までに 19.0%以上を目指します。
	平成 34 年度までに 19.5%以上を目指します。
	平成 39 年度までに 20.0%以上を目指します。

表 5-3-4 処理・処分に係る目標の具体的内容

項 目	現状	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
	平成23年度	平成29年度	平成34年度	平成39年度
リサイクル率	18.6% (100)	19.0% (102)	19.5% (105)	20.0% (108)

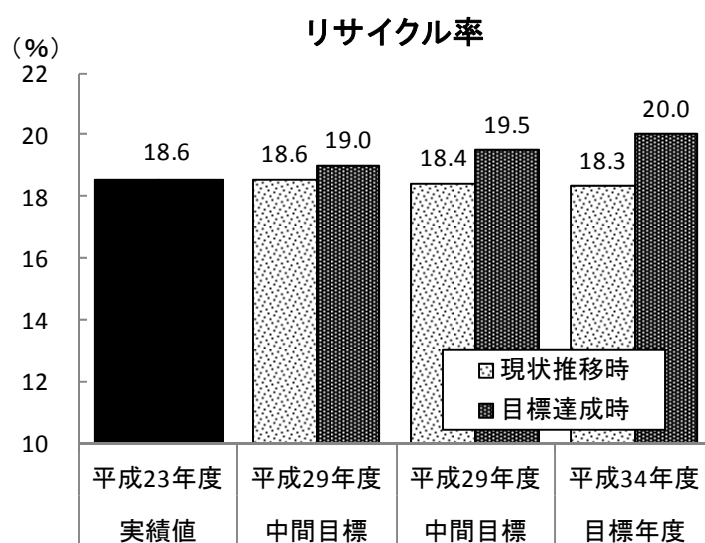


図 5-3-2 処理・処分に係る目標

4 施策体系

本計画で展開する施策の体系を下図に示します。



注. 「対応する課題」の内容については、P. 32～35 参照。

図 5-4-1 施策体系図

5 ごみの減量化と資源化の推進【減量化・資源化計画】

施策1 ごみの減量化に向けたしくみの構築

本村の1人1日当たりごみ排出量は、群馬県の平均と比較してほぼ7割の水準を維持しています。しかし、群馬県の平均が減少傾向で推移しているのに対し、本村ではほぼ横ばいで推移しており、村民一人ひとりのレベルでのごみの減量は進んでいないことが伺われます。

本村では、人口が減少傾向で推移しているにもかかわらず、家庭系ごみ排出量は横ばいで推移しています。また、事業系ごみの排出量は、平成21年度以降は横ばいで推移しています。

本村は、群馬県の平均と比べた場合には、ごみ排出量は少ないと言えますが、近年、家庭系ごみ・事業系ごみともに、ごみの減量は進んでいません。

こうした状況を踏まえてごみの減量化を進めるため、本計画では以下の施策を展開します。

(1) 家庭系ごみの減量化に向けた村民の意識の向上

本村のごみ排出量の約80%は家庭系ごみであるため、ごみの減量のためには、まず家庭系ごみの減量に努めることが望まれます。

家庭系ごみの減量に向けて、ごみを出さないライフスタイルを定着させるため、村民の意識を引き締める必要があります。

具体的には、不要と判断したものは買わない、ものを大切にする、使い捨てにせず修理して長く使う、買い物に際してマイバッグを持参してレジ袋や過剰包装を断る、食事に際して食べ残しをしないなど、ごみを出さないことに配慮した行動を実践するよう、村民一人ひとりの意識の向上を図ります。

(2) 事業系ごみの減量化に向けた事業者の意識の向上

事業系ごみの減量化に向けて排出者処理責任を徹底させ、排出事業者の自己責任による減量化・資源化や適正処理、及び許可業者との契約を指導します。

このとき、事業者と収集・運搬業者の双方に働きかけることにより、事業系ごみの分別を推進し、事業系ごみの減量化を図ります。また、ごみの減量化に取り組むことが、却って事業所全体でのコスト削減に繋がることを具体的な事例の紹介などで事業者にPRします。

この他、沼田市外二箇村清掃施設組合との連携・協力により、ごみ処理施設においてごみ搬入検査を実施し、事業系資源物の搬入規制の強化などの指導に取り組みます。

施策2 リデュース・リユースの活発化

本村の再生利用率（リサイクル率）は、群馬県の平均と比較して5～6ポイント高い数値を示しており、「リサイクル」については、村民の意識に定着したと判断することができます。しかし、その一方で「リデュース」「リユース」の取り組みは遅れています。

これは全国的な傾向であり、国の「第四次環境基本計画」（平成24年4月閣議決定）では、リデュース・リユースはリサイクルと比べて優先度が高い一方、取り組みが遅れていることを踏まえて、リデュース・リユースの取り組みを広く社会・経済に定着させる社会システムの構築を目指すこととしています。

リデュース・リユースの活発化に向けて、本計画では以下の施策を展開します。

(1) 生ごみの減量化【リデュース】

食材の適量使用による食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄をできるだけなくすなど、生ごみの発生抑制に努めます。発生した生ごみは、水切りの徹底や生ごみ処理容器での処理等により、減量化を推進します。

本村では、家庭から排出される生ごみの減量を目的として、生ごみ処理容器及び生ごみ処理器の購入者への補助を行うことで、生ごみの堆肥化（コンポスト化）を奨励しています。家庭での生ごみの減量化を推進するため、本事業を今後も継続するとともに、広く広報することにより村民への周知と普及を図ります。

また、本村は農地や果樹園、山林が多いことから、生ごみの堆肥化による土壌改良材、炭化による土壌改良材・融雪剤としての活用など、生ごみを地域の資源として有効活用する方法について、今後も引き続き検討します。

(2) レジ袋、過剰包装の削減【リデュース】

レジ袋の削減に向けて、村民に対してマイバッグの持参を呼びかけます。

また、買い物に際して過剰包装を断る習慣が定着するよう、村民・事業者の双方に働きかけます。

(3) 再使用の推進【リユース】

レンタルショップやリサイクルショップ等の店舗に関する情報、フリーマーケットやバザー等のリサイクルイベントに関する情報の提供により、家庭や事業所で使用された家具や器具、衣類などの再使用を推進します。

また、村民の間での物品の再使用を推進するため、村のホームページで不用品の交換情報を提供することなどを検討します。

施策3 リサイクルの推進

本村は、群馬県の平均と比較して再生利用率（リサイクル率）が5～6ポイント高いことが特徴であり、村民のリサイクルへの意識が高いことが伺われます。

近年、本村の再生利用率（リサイクル率）は減少傾向で推移していますが、このような状況の中で一層リサイクルを推進するため、本計画では以下の施策を展開します。

また、このとき、以下の事項についても配慮することとします。

- ・資源物の回収量増加と品質向上による売却益の増加に努め、ごみ処理事業の歳入の増加を図ります。
- ・効率や費用対効果などに配慮して最適な規模での資源の循環利用を行うことで「地域循環圏」の形成を推進します。
- ・リサイクル活動の推進が地域の活性化にも資するよう配慮します。

(1) 家庭系ごみのリサイクルの推進

今後も資源物の分別徹底に向けた意識啓発や広報活動の強化に努めます。

また、「プラスチック製容器包装」や「紙製容器包装」、「雑がみ」の新規資源物指定の必要性や指定時の分別収集のあり方などについて、沼田市外二箇村清掃施設組合とともに検討します。

○行政による資源ごみ回収の他、飲料用紙パック、トレイ、ペットボトル等の店頭回収、廃乾電池・廃蛍光管等の販売店回収等を推進します。また、店頭回収や販売店回収を行う店舗の増加や回収品目の拡大などについて、事業者の協力を求めます。

○廃食用油を回収後、BDF化により燃料として利用する取り組みの拡大について検討します。

○廃家電やパソコン等については、家電リサイクル法や資源有効利用促進法に基づき、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行います。

○携帯電話や各種のモバイル機器等の小型家電製品は、小型家電リサイクル法に基づき、資源として回収する体制・しくみについて、国や県、メーカーなどと連携・調整を図りながら、効率的な回収方法やリサイクルルートの構築について検討します。

(2) 事業系ごみのリサイクルの推進

業界団体や商工団体等と連携・協力し、中小事業者を対象とした事業系資源物（資源古紙等）の回収ルートの確保などを図り、事業系ごみのリサイクルを推進します。

この他、スーパー等の小売店からの食品残渣、飲食店からの厨芥類など、事業系の食品廃棄物については、できるだけ事業者によるリサイクル等を推進するよう指導を行います。

(3) リサイクル製品の利用拡大

リサイクルによる循環資源の有効利用を推進するためには、入口（資源物の収集）だけでなく、出口（再生資源の利用先の確保）が必要です。

このため、再生資源やリサイクル製品の利用推進に向けて、行政においてリサイクル製品の利用を率先して行います。また、村民や事業者に対して、再生品や環境保全型商品（エコマーク商品等）の情報提供を行い、再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などと呼びかけます。

施策4 環境教育・意識啓発の推進

これまでと同じ生活や事業活動を続けている限り、ごみの排出状況も変わりません。

ごみの減量化・資源化のためには、村民や事業者の日常のライフスタイルやビジネススタイルの見直しと、一人ひとりの価値観の転換が必要です。

ライフスタイルやビジネススタイルの転換に向けて、本計画では以下の施策を展開します。

(1) 効果的な情報提供

広報紙の発行やチラシの配布をはじめ、ホームページの活用などにより、ごみの分別徹底やリサイクルに向けた情報を積極的に提供します。

また、村民や事業者がごみの減量やリサイクルに関心を持つことができるよう、情報提供のあり方を工夫します。情報提供に際しては、わかりやすいことを念頭におき、より効果的な内容となるよう努めます。

本村では、将来的な高齢化の進行や一人暮らしの高齢者の増加などが予想されるため、高齢者にもわかりやすい分別パンフレットなどを通じた広報活動や情報提供を充実し、現状以上にごみの分別が推進されるよう努めます。

(2) 環境教育の推進

ごみの減量化・資源化を推進するため、村民一人ひとりのレベルでのライフスタイルの見直しに向けた環境教育の推進に努めます。

このとき、幅広い年齢層に対する環境学習の機会を創出することが必要であることから、自治会等と連携した講座や説明会等で、ごみの減量・リサイクルの情報を提供し、村民の協力を求めています。

また、特に子供に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、学校での環境教育・環境学習を継続して推進します。

(3) 意識啓発の推進

沼田市外二箇村清掃施設組合との連携・協力のもとで、ごみ処理施設見学会などの機会を増やし、ごみ処理の現状・課題の周知とごみの減量化・資源化に対する意識啓発を図ります。

また、村民や事業者からごみの減量・リサイクルに関する自発的な取り組み、アイデアなどを募集し、広報紙やホームページに掲載することにより、取り組みの周知と実践の推進を図ります。

この他、地域の行事やイベント等を活用し、地域のリサイクル活動や美化運動などが積極的に行われるよう働きかけます。

6 適正なごみ処理事業の推進【収集・運搬計画、処理・処分計画】

施策5 適正な収集・運搬

本村では、将来における高齢化・人口減少への対応のため、作業効率や費用対効果の高いごみの収集・運搬体制を構築する必要があります。

このことを踏まえて、今後も適正な収集・運搬体制を維持し、村域における衛生的かつ快適な生活環境を確保するため、本計画では以下の施策を展開します。

(1) 効率的な収集・運搬の継続

計画収集区域は、これまでと同様、村内全域とします。

行政による住民サービス向上の観点から、村民に対してよりきめ細かな対応を行えるよう、以下に示す事項について今後も引き続き検討します。

- ごみの分別区分と出し方は、村民へのサービス向上や収集・運搬の効率等の観点から適宜見直しを行います。
- 家庭系ごみの排出量は、人口減少などに伴い、将来的には減少傾向で推移すると予測されるため、収集頻度は今後の動向を踏まえた上で適宜見直しを行います。
- 経費の削減に向けて効率的なごみ収集を行うため、ごみステーションの設置数・設置場所について適宜見直しを行います。

ごみの収集・運搬は、ごみの排出から最終処分に至る一連のごみ処理の過程において、村民と行政が接する場でもあるため、今後も安全や衛生に配慮して効率的に実施することにより、清掃行政全体のイメージアップを図ります。

(2) ごみステーションの適正な管理の継続

ごみ処理に関して、各家庭と清掃行政の接点となるごみステーションについては、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、自治会・町内会等との連携・協力による管理体制を強化します。また、美観や衛生等の環境保全のため、村民に対して集積場所の管理の徹底を指導します。

この他、ごみ出しルールの遵守徹底のため、広報紙やチラシ、ホームページ等を活用して村民に対するPRや意識啓発を行います。ごみ出しルールを守らない地域や住居に対しては、本村の職員が直接指導を行うことを検討します。

(3) 安全なごみ収集の継続

ごみへの危険物（スプレー缶やライター等）の混入により、車両火災事故が発生する可能性があるため、村民に対してごみの分別徹底を実践させ、収集作業時の安全確保に努めます。

また、収集・運搬業者に対しては、収集作業時における安全や衛生への配慮に加え、騒音や悪臭など生活環境への影響を及ぼさないよう努めるなど、適正な指導を行います。

(4) 人口減少・高齢化社会への対応

収集サービス向上の観点から、高齢世帯（高齢者の単独世帯、高齢夫婦のみの世帯）や障害者・要介護者のいる世帯を対象とした収集方法について検討を継続します。

また、将来的な人口減少や高齢化の進行に対応するため、より効率の高いごみ収集方法のあり方などについて検討します。

この他、高齢化の進行に伴い、在宅医療や在宅介護の増加により、家庭からの医療系廃棄物が増加することが予想されます。医療系廃棄物は、一般のごみとは区別して処理・処分する必要がありますが、本村単独で処理・処分することはできないため、医療関係機関や関係部署と連携を図り、適正な排出・処理を行えるよう、情報提供及び必要な対策を推進します。

施策6 適正な中間処理・最終処分

本村において、燃やせるごみは、沼田市外二箇村清掃施設組合の清掃工場で焼却処理され、処理後の焼却残灰は民間業者により埋立処分されています。また、燃やせるごみ以外のごみ（燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ等）は、収集後、民間業者により処理・処分、資源化等が行われています。

今後も、沼田市外二箇村清掃施設組合や民間業者との連携・協力のもとで、適正な中間処理・最終処分を継続していきます。

また、本村では、最終処分（焼却残渣・破碎残渣）を民間委託していることなどを考慮し、可能な限り最終処分量を削減することをごみの処理・処分の第一の目標とします。

これらのことを踏まえて、本村から排出されたごみを安全かつ適正に処理するため、本計画では以下の施策を展開します。

(1) 安全かつ適正な中間処理の継続

安全かつ適正な中間処理は、ごみ処理経費の削減につながるため、今後も沼田市外二箇村清掃施設組合との連携・協力を強化し、適正なごみ処理に努めます。

組合の焼却施設は老朽化が進んでおり、今後も安定した焼却処理を継続するためには、

- ①焼却処理量の減量に向けたごみ排出量の削減
- ②焼却時の炉への負荷軽減に向けたごみ質の低カロリー化

が必要です。

これらの対策として、本村では、焼却処理時の安全確保と処理施設の故障防止のため、分別徹底によるごみの減量化と異物除去の徹底に努めます。

また、焼却施設の炉への負担軽減のため、燃焼時のカロリーの高いプラスチック類や紙類、具体的には「プラスチック製容器包装」や「紙製容器包装」、「雑がみ」の新規資源物指定による焼却処理対象物からの除外などについて、組合とともに検討します。

(2) 最終処分量の削減と資源化量の増加

本村の最終処分率は、群馬県の平均と比較してわずかに低い水準となっています。しかし、近年ほぼ横ばいで推移しており、減少傾向を示していません。

最終処分量の削減は、環境負荷の低減の他、ごみ処理経費（埋立処分の委託経費）の削減にも繋がるため、今後もごみの減量化と資源化などにより、最終処分量の削減に努めます。

特に資源化量の増加は、最終処分量の削減に直結するため、今後も最終処分量の削減に向けて、ごみの分別徹底を村民や事業者に呼びかけます。

現在、回収した資源ごみの資源化は民間業者に委託していますが、今後も優れたリサイクル技術を有する業者との連携強化や効率的な処理体制の継続に努め、経済性・効率性に配慮した資源化を推進します。

(3) 不法投棄の防止

本村は、村域のほとんどが山林であり不法投棄を招きやすいこと、不法投棄の防止に向けて常時監視を行うことは困難であることなどの理由により、現時点では不法投棄を防止するための有効な手段が見つからず、対応に苦慮している状況にあります。

こうした状況の中、本村は不法投棄・ポイ捨ての多発場所への看板の設置、巡回パトロールなどを行っています。

また、不法投棄の防止に向けて沼田市外二箇村清掃施設組合や近隣自治体、関係機関の他、地元の森林組合や郵便局などとの連絡体制の整備を図り、村民・事業者・村が一体となった不法投棄の未然防止体制の構築に努めています。

(4) 災害廃棄物の処理

災害時に発生する廃棄物の処理や、災害によるごみ処理施設の被災などにより、一時的に通常のごみ処理が不可能になった場合に備えて、沼田市外二箇村清掃施設組合の他、近隣自治体との連携体制を構築します。

また、大規模な地震や水害などの災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制を整備します。

大規模な災害発生後数ヶ月程度は、ごみの仮置き、一時保管場所の確保が必要となるため、公共用地を活用した仮置き場の確保を図ります。

7 計画のスケジュール

項 目			計 画 期 間																
			25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39		
ごみの減量化と資源化の推進	施策1 ごみの減量化に向けたしくみの構築	(1) 家庭系ごみの減量化に向けた村民の意識の向上	実施					検証・見直し					検証・見直し						
		(2) 事業系ごみの減量化に向けた事業者の意識の向上	実施					検証・見直し					検証・見直し						
	施策2 リデュース・リユースの活発化	(1) 生ごみの減量化[リデュース]	実施					検証・見直し					検証・見直し						
		(2) レジ袋、過剰包装の削減[リデュース]	実施					検証・見直し					検証・見直し						
		(3) 再使用の推進[リユース]	実施					検証・見直し					検証・見直し						
	施策3 リサイクルの推進	(1) 家庭系ごみのリサイクルの推進	実施					検証・見直し					検証・見直し						
		(2) 事業系ごみのリサイクルの推進	実施					検証・見直し					検証・見直し						
		(3) リサイクル製品の利用拡大	実施					検証・見直し					検証・見直し						
	施策4 環境教育・意識啓発の推進	(1) 効果的な情報提供	実施					検証・見直し					検証・見直し						
		(2) 環境教育の推進	実施					検証・見直し					検証・見直し						
		(3) 意識啓発の推進	実施					検証・見直し					検証・見直し						
	適正なごみ処理事業の推進	施策5 適正な収集・運搬	(1) 効率的な収集・運搬の継続	計画期間を通じて各種の検討→適宜導入															
(2) ごみステーションの適正な管理の継続			実施					検証・見直し					検証・見直し						
(3) 安全なごみ収集の継続			実施					検証・見直し					検証・見直し						
(4) 人口減少・高齢化社会への対応			計画期間を通じて各種の検討→適宜導入																
施策6 適正な中間処理・最終処分		(1) 安全かつ適正な中間処理の継続	計画期間を通じて各種の検討→適宜導入																
		(2) 最終処分量の削減と資源化量の増加	実施					検証・見直し					検証・見直し						
		(3) 不法投棄の防止	実施					検証・見直し					検証・見直し						
		(4) 災害廃棄物の処理	実施					検証・見直し					検証・見直し						

8 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進体制

本計画では、基本理念を実現するため、ごみの減量を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回すことで環境負荷の少ない処理を行うことを廃棄物行政の基本としています。

基本理念の実現に向けて本計画で提案する施策は、村民・事業者・行政のパートナーシップにより、公平な分担と連携のもとで効率的かつ効果的に推進するものとします。

①県、組合、近隣自治体、関係機関等との連携

ごみ処理事業の円滑な実施に向けて沼田市外二箇村清掃施設組合との連携に努めます。

また、本計画に基づく施策を推進していく上で、県、近隣自治体、関係機関などに対して協力や要請を求める場合が想定されるため、今後もこれらとの連携・協力体制の強化に努めます。

②村民・事業者等との連携

一般廃棄物（ごみ）の適正処理を継続していくためには、ごみの分別徹底等による減量化や資源化などの取り組みの推進が前提となることから、村民や事業者の廃棄物処理への理解と協力が不可欠です。

また、本村の豊かな自然環境と安全な生活環境を将来も保全していくためには、行政が主体となったごみ処理を進めるだけでなく、村民や事業者も一体となった地域全体でのごみ減量に向けた取り組みが必要です。

このため、適正な一般廃棄物（ごみ）処理の推進に向け、村民・事業者等との連携・協力体制づくりに努める必要があります。

具体的には、村民・事業者・行政の三者がごみの排出や処理の現状・問題点を正しく認識するとともに、本計画の基本理念、基本方針、目標などを共有し、コミュニケーションや情報交換などを推進することで相互理解や情報の共有を進め、互いに連携・協力を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが大切です。

例えば、ごみの分別徹底によるごみの減量化・資源化の推進はごみ処理経費の削減に大きく貢献していることなどを伝え、正しい情報を村民・事業者・行政で共有していくことにより、本計画の施策を効果的かつ効率的に展開していきます。

(2) 計画の進行管理

本計画を推進するためには、施策の進捗状況や目標の達成状況等を正しく点検・評価するしくみが必要です。

本計画は、進捗状況や達成状況等を定期的に点検・評価を行うことにより、本村における一般廃棄物（ごみ）処理の継続的な改善を図ります。

計画の進捗状況は、ISO14001 の環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用いて把握します。

この方法は、①策定（Plan）、②実行（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況や施策の実施状況の把握、課題の抽出などを行うものです。

このサイクルによる計画の点検・評価は、年度毎に実施することを基本とし、計画の実施状況や見直し内容などについては、年度毎に広報やホームページを通じて広く村民や事業者に公表します。また、それに対する意見や提案を今後の施策に反映させることで、継続的な改善を図ります。

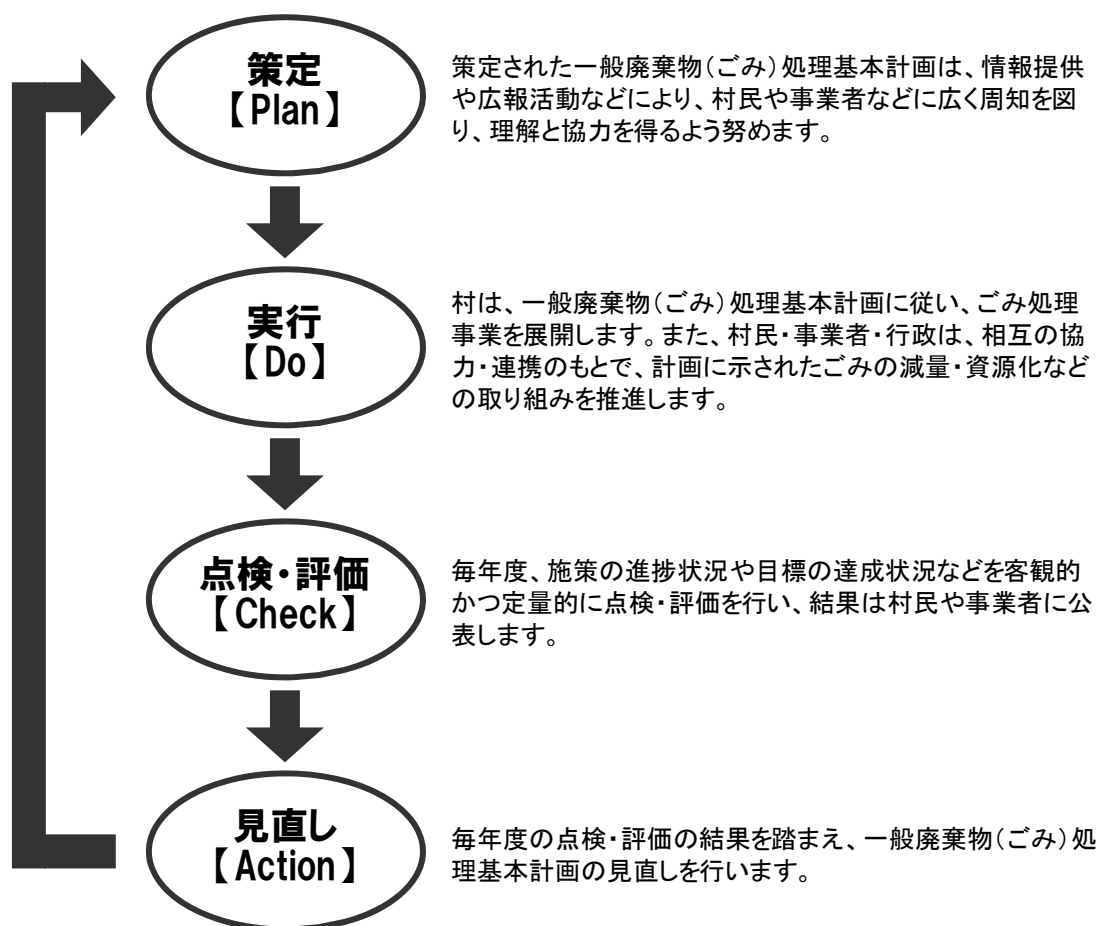


図 5-8-1 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理

資 料 編

- 1 将来人口の設定
- 2 ごみ排出量、処理・処分量の予測方法
- 3 ごみ減量実施時の条件設定
- 4 ごみ減量実施時のごみ処理量の予測結果
- 5 ごみ排出量、処理・処分量の予測結果一覧表

1 将来人口の設定

将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の市区町村別将来推計人口』（平成 20 年 12 月推計）を使用することを基本として、以下の手順より設定しました。

- (1) 平成 22 年度の実績値（3,618 人）と推計人口（4,071 人）の差（453 人）より、各年度
の推計人口を補正。

(2) 国勢調査実施年（5 年毎）以外については、補正後の推計人口を按分して設定。

将来人口は、平成 29 年度が 3,419 人（平成 23 年度の実績値 3,579 人から 4.5%減少）、平成 34 年度が 3,295 人（同 7.9%減少）、平成 39 年度が 3,190 人（同 10.9%減少）と推計されました。

表 1-1 将来人口の設定結果

項 目	単位	平成 年度																	
		実績値		推計値															
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
人口	人	3,618	3,579	3,560	3,531	3,502	3,475	3,447	3,419	3,391	3,363	3,337	3,316	3,295	3,274	3,253	3,230	3,210	3,190
増減比(H23を基準とする)	%		0.0%	-0.5%	-1.3%	-2.2%	-2.9%	-3.7%	-4.5%	-5.3%	-6.0%	-6.8%	-7.3%	-7.9%	-8.5%	-9.1%	-9.8%	-10.3%	-10.9%
実績値	人	3,618	3,579																
推計人口(国の資料)	人	4,071					3,928					3,790					3,683		
将来人口(国の資料を補正)	人	3,618	3,589	3,560	3,531	3,502	3,475	3,447	3,419	3,391	3,363	3,337	3,316	3,295	3,274	3,253	3,230	3,210	3,190

- 注 1. 実績値は各年度 3 月 31 日現在の人口、推計値は各年度 10 月 1 日現在の人口を示します。
2. 推計人口とは、国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査結果を基に推計した将来人口です。
3. 推計人口は 5 年毎に推計されており（国勢調査実施年：網掛けの欄）、これら以外の年については、推計人口を按分することで設定しました。

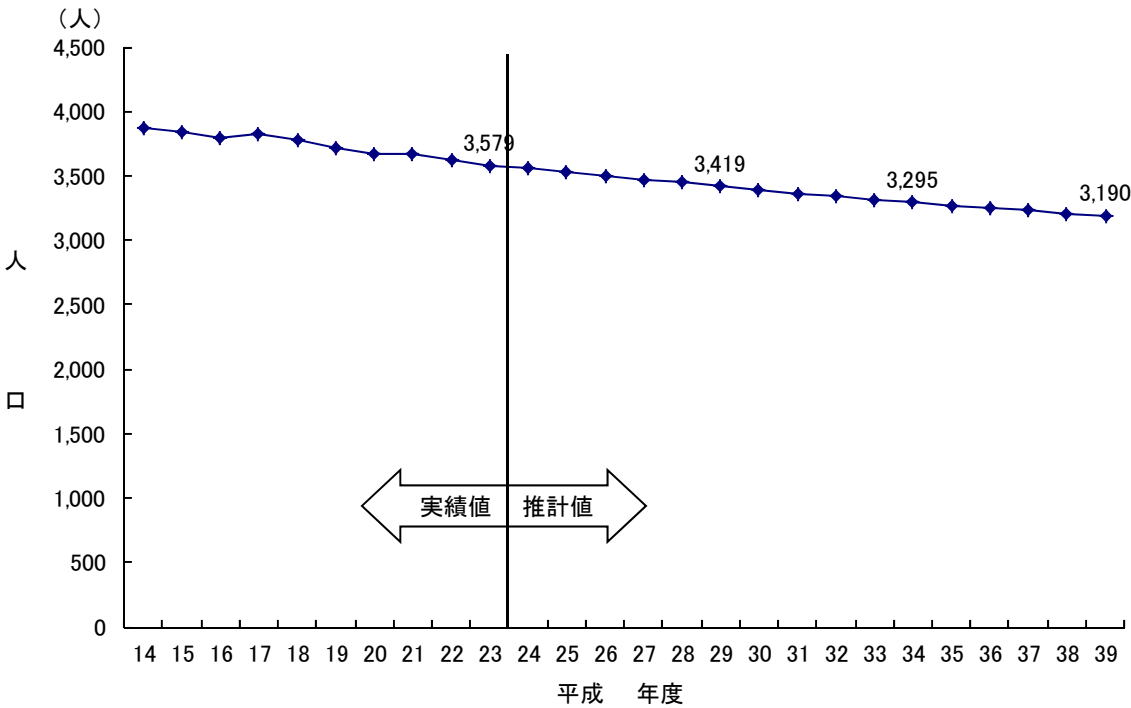


図 1-1 川場村の人口の推移

2 ごみ排出量、処理・処分量の予測方法

将来のごみ排出量は、家庭系ごみと事業系ごみを予測し、合計することにより算出しました。

ごみ排出量、処理・処分量の予測方法を以下に示します。

予測方法は「現状推移時」、「ごみ減量実施時」で共通です。「現状推移時」と「ごみ減量実施時」では、家庭系ごみと事業系ごみの排出量の算出に係る条件が異なります。

(1) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、「原単位法」を使用して将来予測しました。

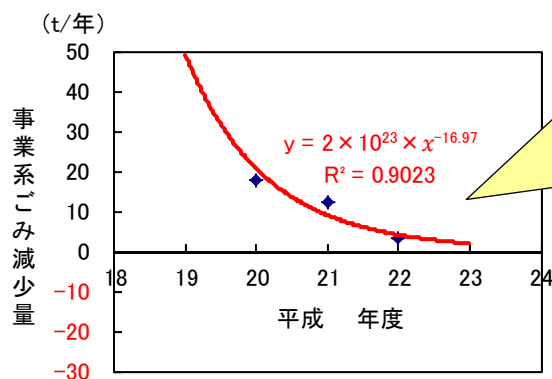
「原単位法」とは、『村民1人1日当たり家庭系ごみ排出量（原単位）』に『将来人口』と『年間日数』を乗ずることにより排出量を求める方法です。

このとき、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（原単位）は、平成19～23年度にかけてほぼ横ばいで推移しています。このため「現状推移時」の場合は、将来も横ばいで推移すると考え、将来値は平成19～23年度の過去5年間の平均値としました。

(2) 事業系ごみ排出量

事業系ごみは、本村の全人口から排出されるものではないため、原単位法を用いることは不適切と判断しました。このため「現状推移時」の場合は、事業系ごみの全量について、以下の手順より設定しました。

- (1) 事業系ごみ排出量は、過去5年間（平成19～23年度）において減少傾向で推移しています。平成23年度は前年度よりも増加しましたが、これは長期的な減少傾向の中での一時的なはね上がりと考えました。
- (2) 事業系ごみ全量を対象としてトレンド予測を行った場合、事業系ごみ排出量の減少傾向は近年緩やかになってきている（収束する傾向で推移している）ため、将来の減量傾向が過大になり、予測値が極端に小さくなり、不適切と判断しました。
- (3) このため、今回は事業系ごみの減少量についてトレンド予測を行い、各年度の減少量を前年度の事業系ごみ排出量に考慮することで、予測値を設定しました。



近年、事業系ごみの減少傾向は収束する傾向で推移しているため、将来の減少量は、このトレンド式（累乗式）より設定しました。

なお、平成23年度の実績値は、長期的な減少傾向の中の一時的なはね上がり判断し、使用しませんでした。

(3) ごみ排出量、処理・処分量

家庭系ごみ、事業系ごみについては、将来の排出量を現状（平成23年度）のごみ・資源の品目別の比率で配分することにより、将来における品目別の排出量を設定しました。

この場合、家庭系ごみは、①燃やせるごみ、②燃やせないごみ、③有害ごみ、④資源ごみ、⑤粗大ごみの品目毎に配分されます。また、事業系ごみは、全量が燃やせるごみとなります。

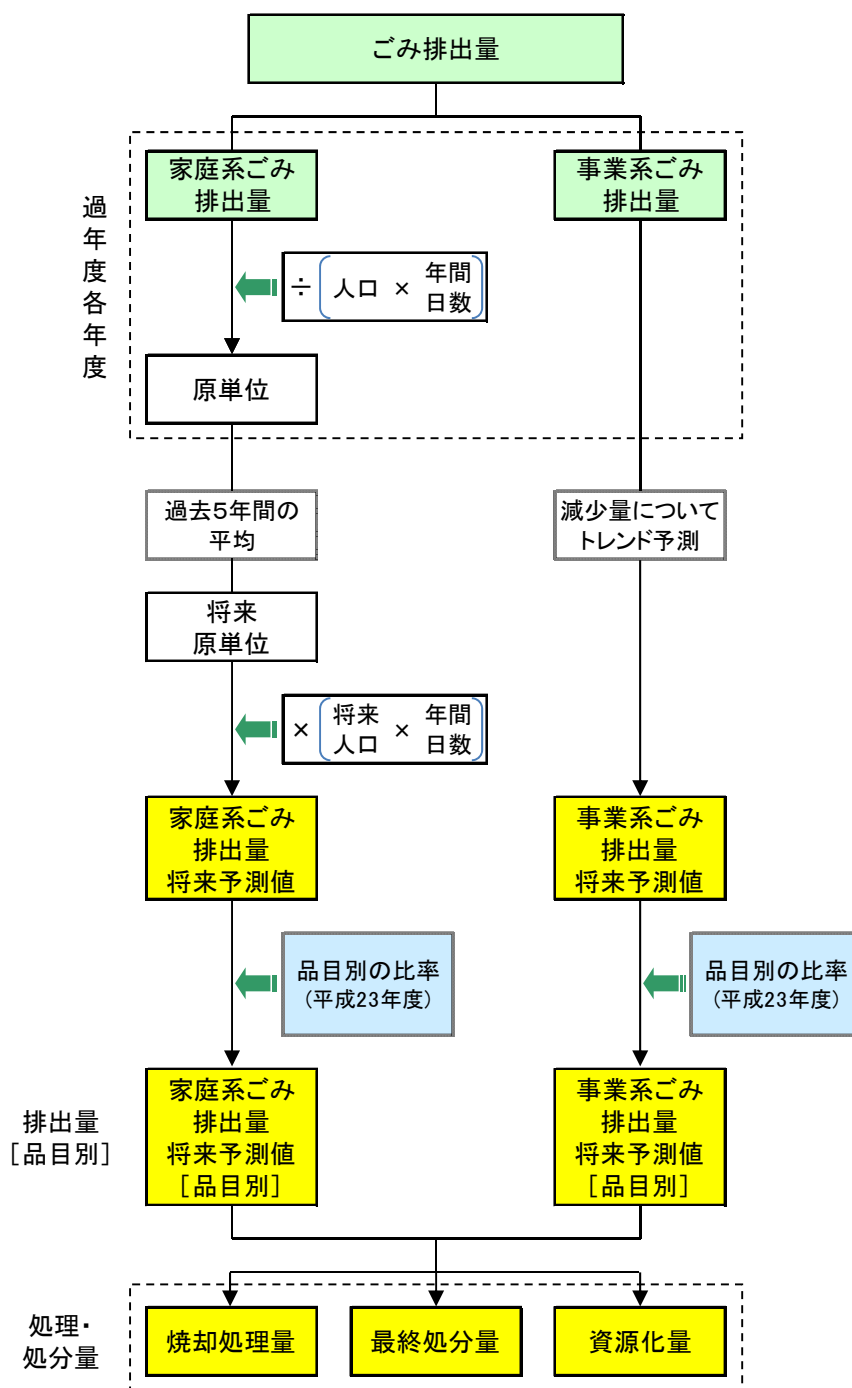


図 2-1 ごみ排出量、処理・処分量の将来予測フロー

処理・処分量は、ごみ・資源の品目別の排出量より設定しました。

なお、焼却処理量と焼却残灰量は、将来における燃やせるごみ（家庭系＋事業系）の量と、平成22年度の沼田市外二箇村清掃施設組合の清掃工場（焼却施設）での処理実績より設定しました。

表 2-1 ごみ処理・処分量の推計方法

処理・処分量		推 計 方 法
焼却施設への搬入量		＝燃やせるごみ（家庭系）＋燃やせるごみ（事業系） ※沼田市外二箇村清掃施設組合の処理実績では、焼却施設への搬入量と焼却処理量に差が生じています。このため、将来の焼却処理量については、以下の方法により別途設定する必要があります。
焼却処理量		焼却施設への搬入量と、焼却施設の処理実績（H22）より計算式で設定 $\text{焼却処理量 [川場村]} = \text{焼却施設への搬入量 [川場村]} \times \frac{\text{焼却施設での焼却処理量 (H22) [組合全体]}}{\text{焼却施設への搬入量 (H22) [組合全体]}}$
最終処分量		＝直接最終処分量＋焼却残灰量＋粗大ごみ処理残渣
直接最終処分量		＝燃やせないごみ（ガラスくず、陶磁器くず）排出量
焼却残灰量		焼却処理量と、焼却施設の処理実績（H22）より計算式で設定 $\text{焼却残灰量 [川場村]} = \text{焼却処理量 [川場村]} \times \frac{\text{焼却施設での焼却残灰量 (H22) [組合全体]}}{\text{焼却施設での焼却処理量 (H22) [組合全体]}}$
粗大ごみ処理残渣		＝粗大ごみ（廃プラ込金属系＋金属系＋廃タイヤ）排出量
資源化量		＝直接資源化量 ※川場村は直接資源化量のみ
直接資源化量		以下の品目の合計
紙類		＝段ボール＋新聞紙＋雑誌排出量
紙パック		＝紙パック排出量
金属類		＝スチール＋アルミ排出量
ガラス類		＝生ビン＋カレット排出量
ペットボトル		＝ペットボトル排出量
白トレイ		＝白トレイ排出量
廃乾電池・蛍光管		＝有害ごみ（廃乾電池＋廃蛍光管）排出量

3 ごみ減量実施時の条件設定

「ごみ減量実施時」の家庭系ごみ原単位・事業系ごみ排出量の条件、減量実施によるごみ品目別排出量への影響を以下に示します。

表 3-1 減量実施時の家庭系ごみ原単位・事業系ごみ排出量の条件

項 目	減量実施時の条件
家庭系ごみ 原単位	平成 24 年度の原単位と比べて ・平成 29 年度：-2.5% ・平成 34 年度：-5.0% ・平成 39 年度：-7.5% ※毎年度 0.5% ずつ減量すると設定
事業系ごみ 排出量	平成 24 年度の排出量と比べて ・平成 29 年度：-2.5% ・平成 34 年度：-5.0% ・平成 39 年度：-7.5% ※毎年度 0.5% ずつ減量すると設定

表 3-2 減量実施によるごみ品目別排出量への影響

品 目	ごみ品目別排出量への影響
燃やせる ごみ	家庭系ごみ 事業系ごみ
	表 3-1 で設定した家庭系ごみ排出量の減量分だけ減少。 表 3-1 で設定した事業系ごみ排出量の減量分だけ減少。
資源ごみ	紙類（紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌）以外は、家庭系ごみ減量の影響なし、と設定。 （現状推移時と同値）
	紙類（紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌） 家庭系ごみ排出量減量分の 5% が紙類として分別排出され ると設定。 これによる紙類の増加分は、平成 23 年度の紙パック、段ボ ール、新聞紙、雑誌の比率で配分。
燃やせないごみ	家庭系ごみ減量の影響なし、と設定。 （現状推移時と同値）
粗大ごみ	
有害ごみ	

※ 1. 家庭系ごみの減量分の配分は以下のとおり。

5%：紙類として分別排出

95%：生ごみの水切り、ごみを出さない生活の推進などによる減量
（ごみとして出ません）

減量施策により 100 t が減量・資源化する場合、このうち可燃ごみは 100 t 分が減量し、資源ごみ（紙類）に 5 t 分が追加されます。このため、家庭系ごみ全体では 95 t 分が減量することになります。

※ 2. 事業系ごみの減量分は、生ごみの自己処理、資源物の分別徹底と業者による資源化などにより、組合の施設では処理されないため対象外。

4 ごみ減量実施時のごみ処理量の予測結果

「3」で示した条件を設定した場合、ごみ処理量は本計画の数値目標（ごみ排出量、リサイクル率）を達成することが示されました。

4-1 ごみ排出量の予測結果

(1) ごみ排出量

ごみ排出量（家庭系ごみ、事業系ごみの合計）は、平成 29 年度は 867.1 t（平成 23 年度から 8.5% 減少）、平成 34 年度は 820.3 t（同 13.4% 減少）、平成 39 年度は 780.1 t（同 17.7% 減少）と予測され、数値目標を達成しました。

【数値目標】	平成 29 年度	平成 34 年度	平成 39 年度
ごみ排出量	867.5t/年	827.5t/年	787.5t/年

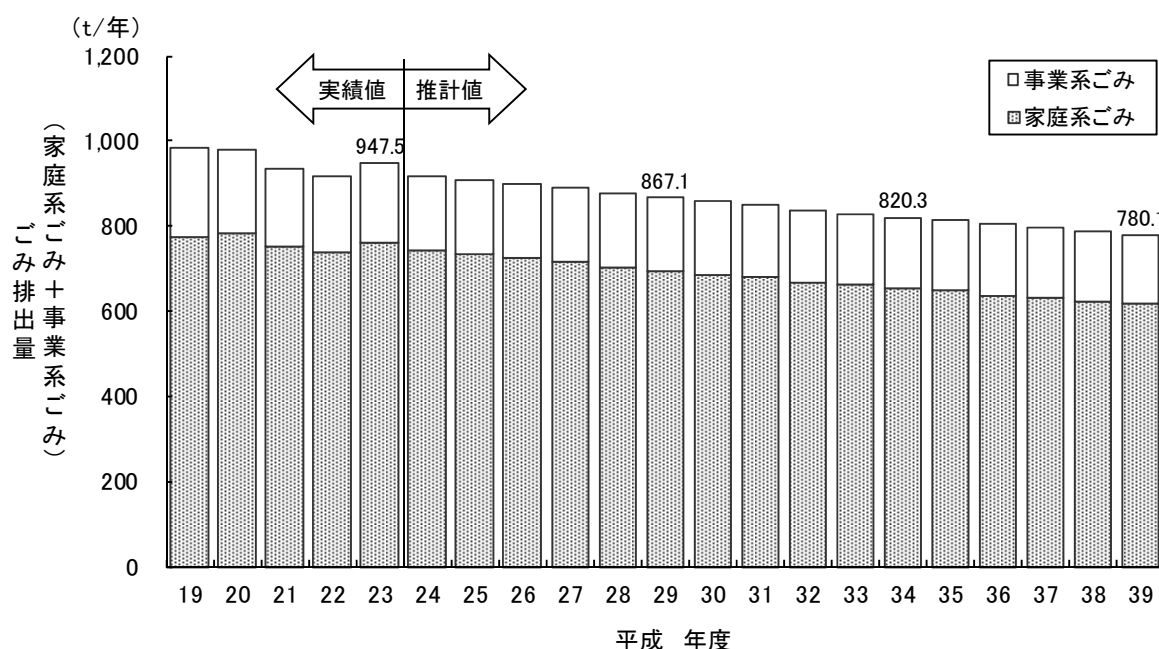


図 4-1 ごみ排出量の予測結果（ごみ減量実施時）

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、平成 29 年度は 172.0 t（平成 23 年度から 7.3%減少）、平成 34 年度は 167.6 t（同 9.7%減少）、平成 39 年度は 163.2 t（同 12.0%減少）と予測されました。

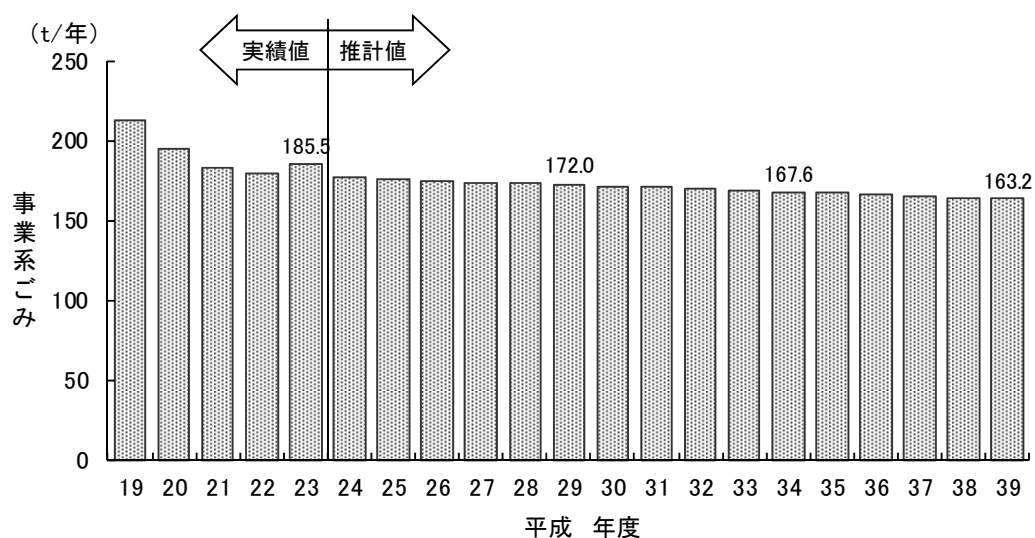


図 4-2 事業系ごみの予測結果（ごみ減量実施時）

(3) 家庭系ごみ

家庭系ごみは、平成 29 年度は 695.1 t（平成 23 年度から 8.8%減少）、平成 34 年度は 652.7 t（同 14.3%減少）、平成 39 年度は 616.9 t（同 19.0%減少）と予測されました。

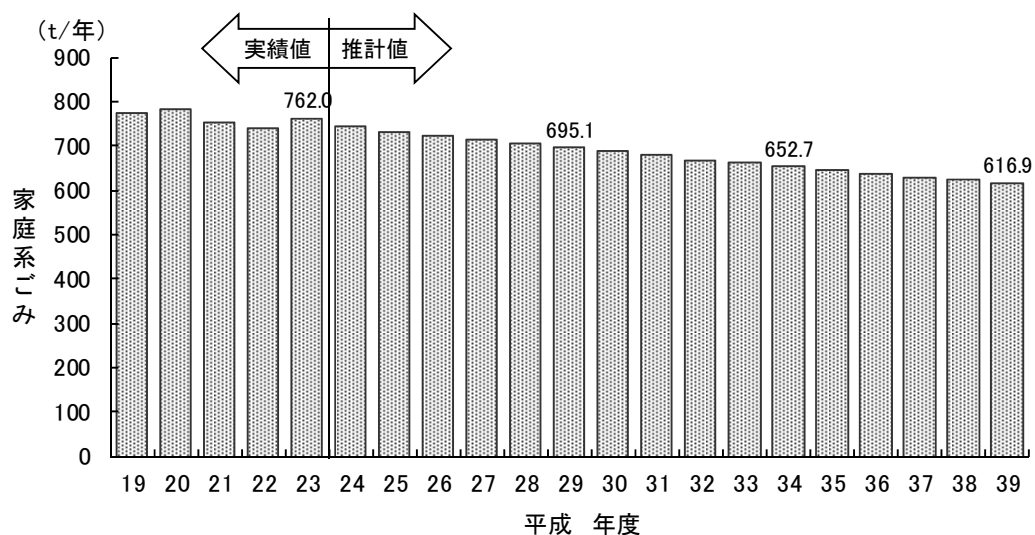


図 4-3 家庭系ごみの予測結果（ごみ減量実施時）

4-2 ごみ処理・処分量の予測結果

(1) 焼却施設への搬入量

焼却施設への搬入量は、平成 29 年度は 681.1 t（平成 23 年度から 9.1%減少）、平成 34 年度は 640.2 t（同 14.6%減少）、平成 39 年度は 604.5 t（同 19.4%減少）と予測されました。

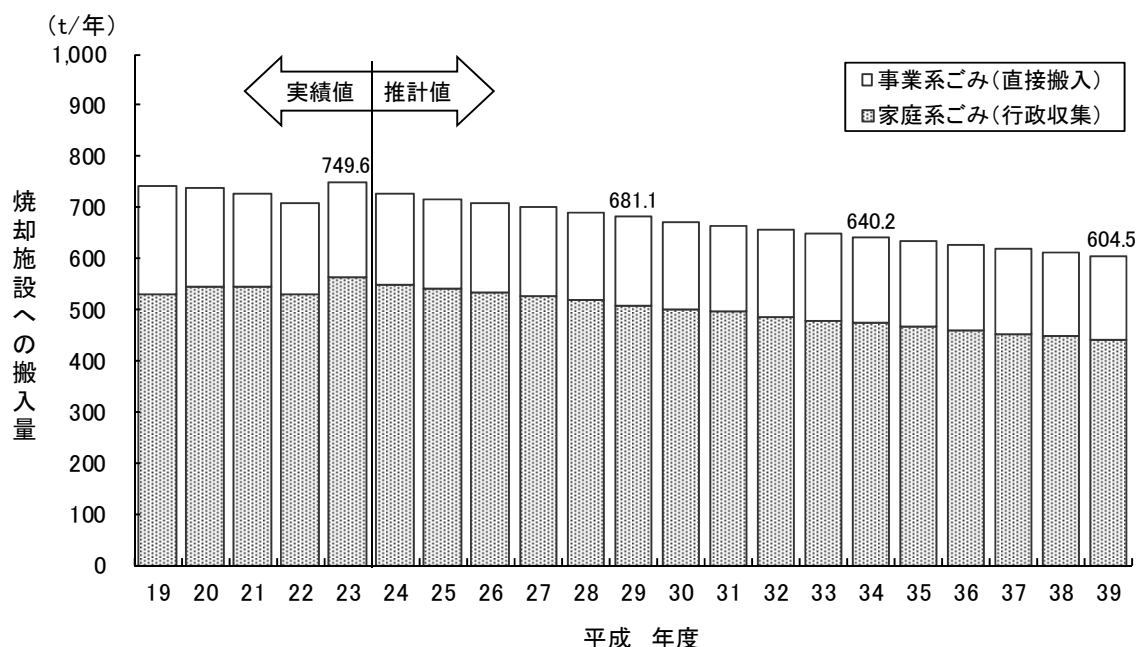


図 4-4 焼却施設への搬入量の予測結果（ごみ減量実施時）

(2) 最終処分量

最終処分量は、平成 29 年度は 102.8 t（平成 23 年度から 8.6%減少）、平成 34 年度は 97.1 t（同 13.7%減少）、平成 39 年度は 92.2 t（同 18.0%減少）と予測されました。

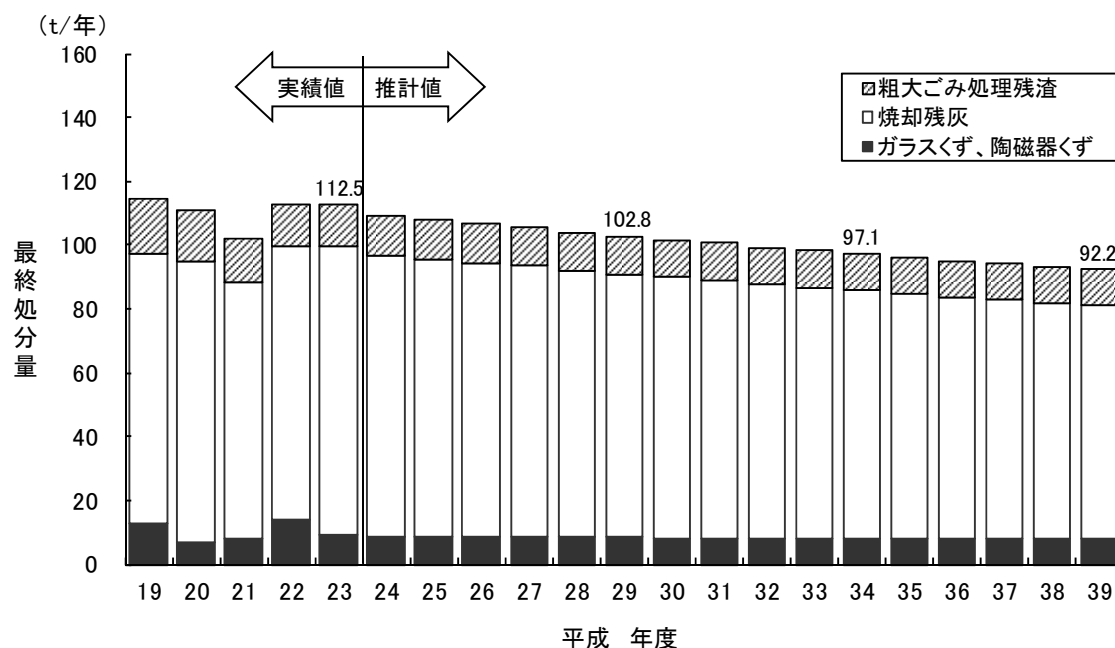


図 4-5 最終処分量の予測結果（ごみ減量実施時）

(3) 資源化量・リサイクル率

資源化量は、平成 29 年度は 165.8 t（平成 23 年度から 5.9%減少）、平成 34 年度は 160.6 t（同 8.9%減少）、平成 39 年度は 156.8 t（同 11.0%減少）と予測されました。

リサイクル率は、平成 29 年度は 19.1%（平成 23 年度から 0.5 ポイント増加）、平成 34 年度は 19.6%（平成 23 年度から 1.0 ポイント増加）、平成 39 年度は 20.1%（平成 23 年度から 1.5 ポイント増加）と予測され、数値目標を達成しました。

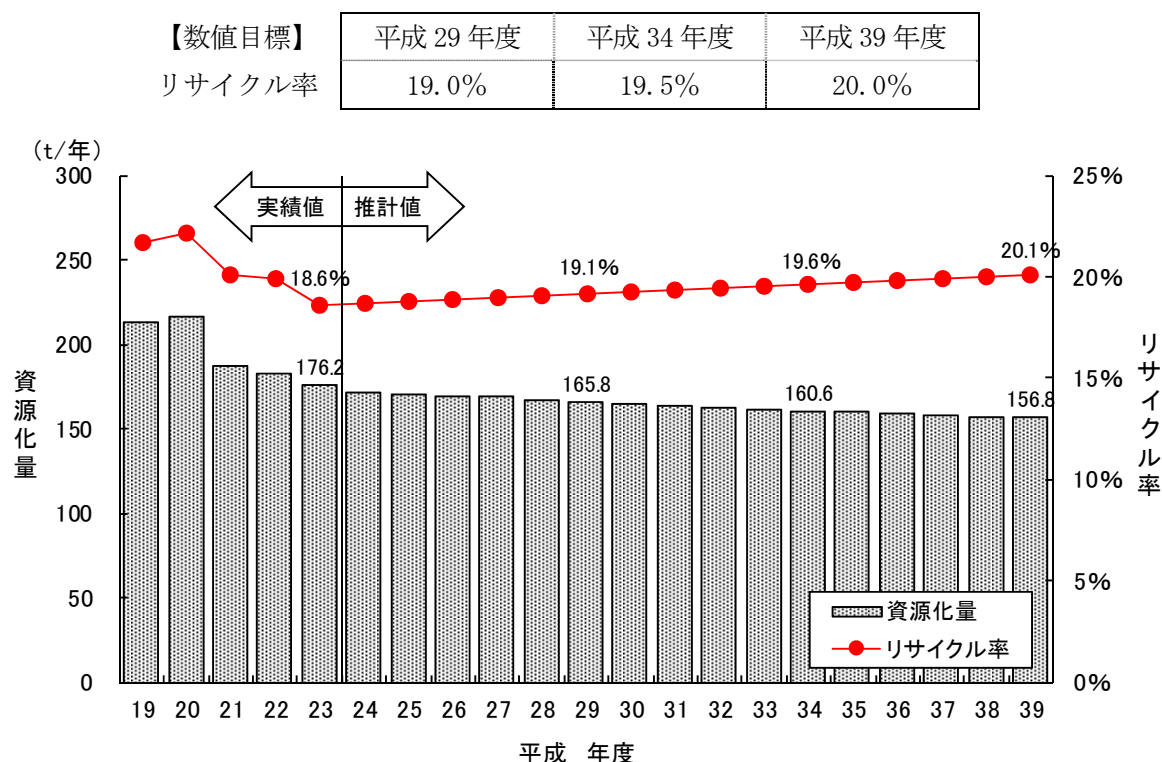


図 4-6 資源化量・リサイクル率の予測結果（ごみ減量実施時）

5 ごみ排出量、処理・処分量の予測結果一覧表

「現状推移時」及び「ごみ減量実施時」のごみ排出量、処理・処分量の予測結果一覧表を以下に示します。

表 5-2 ゴミ排出量、処理・処分量の予測結果（ごみ減量実施時）〔一覧表〕

表 3-2 ごみ排出量	項目	単位	平成 年度																							
			19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39			
人口	人口	人	3,720	3,663	3,669	3,618	3,579	3,560	3,531	3,502	3,475	3,447	3,419	3,391	3,363	3,337	3,316	3,295	3,274	3,253	3,230	3,210	3,190			
	年間日数	日	365	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366			
ごみ排出量	ごみ排出量	t/年	984.1	977.2	934.5	916.6	947.5	918.7	908.1	897.6	889.4	877.3	867.1	857.0	848.8	837.3	828.8	820.3	813.6	803.4	794.7	786.5	780.1			
	事業系ごみ	t/年	212.1	194.4	182.2	178.8	185.5	176.4	175.6	174.7	173.8	172.9	172.0	171.1	170.3	169.4	168.5	167.6	166.7	165.8	165.0	164.1	163.2			
燃やせるごみ	燃やせるごみ	t/年	212.1	194.4	182.2	178.8	185.5	176.4	175.6	174.7	173.8	172.9	172.0	171.1	170.3	169.4	168.5	167.6	166.7	165.8	165.0	164.1	163.2			
	家庭系ごみ	t/年	772.1	782.8	752.3	737.9	762.0	742.3	732.6	722.9	715.7	704.4	695.1	685.8	678.5	668.0	660.3	652.7	646.9	637.6	629.7	622.5	616.9			
燃やせないごみ、危険物	燃やせないごみ	t/年	529.3	543.2	543.4	528.4	564.1	549.5	541.2	532.9	526.4	517.0	509.1	501.2	494.7	485.9	479.2	472.6	467.2	459.4	452.6	446.3				
	燃やせないごみ、危険物	t/年	12.5	6.6	8.0	14.0	9.0	8.7	8.6	8.6	8.5	8.4	8.4	8.3	8.3	8.2	8.1	8.1	8.0	8.0	7.9	7.9	7.8			
ガラスくず、陶磁器くず	ガラスくず	t/年	12.5	6.6	8.0	14.0	9.0	8.7	8.6	8.6	8.5	8.4	8.4	8.3	8.3	8.2	8.1	8.1	8.0	8.0	7.9	7.9	7.8			
	陶磁器くず	t/年	1.0	6.6	1.6	1.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2			
有害ごみ	有害ごみ	t/年	0.8	1.6	1.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	廃電池	t/年	0.3	5.0	0.6	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2			
廃蛍光灯	廃蛍光灯	t/年	211.9	210.1	185.7	181.6	176.0	171.4	170.2	169.0	168.3	166.7	165.5	164.4	163.6	162.1	161.2	160.4	160.0	158.7	157.7	156.9	156.5			
	資源ごみ	t/年	13.5	10.3	8.6	6.1	5.3	5.2	5.2	5.1	5.1	5.1	5.0	5.0	4.9	4.9	4.8	4.8	4.8	4.8	4.7	4.7	4.7			
生ビン	生ビン	t/年	42.3	39.5	41.5	40.5	39.4	38.4	38.1	37.8	37.6	37.2	36.9	36.6	36.4	36.0	35.8	35.5	35.4	35.1	34.8	34.6	34.5			
	カセット	t/年	2.0	1.8	1.8	2.8	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	2.9	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7			
白トレイ	白トレイ	t/年	8.8	16.0	5.9	8.6	9.2	9.0	8.9	8.8	8.8	8.7	8.6	8.5	8.5	8.4	8.3	8.3	8.3	8.2	8.1	8.1	8.0			
	ペットボトル	t/年	16.1	13.7	8.6	8.1	7.3	7.1	7.1	7.0	7.0	6.9	6.8	6.8	6.7	6.7	6.6	6.6	6.6	6.5	6.5	6.4	6.4			
スチール	スチール	t/年	8.4	7.6	5.0	5.4	5.4	5.3	5.2	5.2	5.1	5.1	5.0	5.0	5.0	4.9	4.9	4.9	4.8	4.8	4.7	4.7	4.7			
	アルミ	t/年	0.4	0.4	0.6	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
紙パック	紙パック	t/年	16.4	17.0	16.7	16.6	14.2	13.8	13.7	13.6	13.6	13.5	13.4	13.3	13.2	13.1	13.1	13.0	12.9	12.8	12.8	12.7	12.7			
	段ボール	t/年	57.3	54.6	51.6	47.2	45.9	44.7	44.4	44.1	44.0	43.6	43.3	43.0	42.8	42.5	42.3	42.1	42.0	41.7	41.5	41.3	41.2			
新聞紙	新聞紙	t/年	46.8	49.2	45.4	45.4	45.7	44.5	44.2	43.9	43.8	43.4	43.1	42.8	42.7	42.3	42.1	41.9	41.8	41.5	41.3	41.1	41.1			
	雑誌	t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
その他金属	その他金属	t/年	17.3	16.2	13.6	12.8	12.7	12.3	12.2	12.1	12.1	11.9	11.8	11.7	11.7	11.6	11.5	11.4	11.4	11.3	11.2	11.1	11.1			
	粗大ごみ	t/年	7.9	6.2	7.2	6.2	5.8	5.6	5.6	5.5	5.5	5.4	5.4	5.4	5.3	5.3	5.2	5.2	5.2	5.1	5.1	5.1	5.1			
廃プラスチック系	廃プラスチック系	t/年	5.0	6.4	3.0	2.6	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0			
	金属系	t/年	4.4	3.6	3.5	4.0	3.5	3.4	3.3	3.3	3.3	3.3	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0			
廃タイヤ	廃タイヤ	t/年	724.8	730.9	697.8	694.1	723.3	707.0	704.6	702.2	699.3	697.3	694.8	692.4	689.6	687.5	684.8	682.1	679.0	676.7	674.0	671.3	668.2			
	ごみ総排出量	g/人・日	156.2	145.4	136.1	135.4	141.6	135.8	136.2	136.6	136.6	137.4	137.8	138.3	138.3	139.1	139.2	139.4	139.1	139.7	139.9	140.0	139.8			
当たり事業系ごみ	当たり事業系ごみ	g/人・日	568.6	585.5	561.7	558.8	581.7	571.3	568.4	565.5	562.7	559.8	557.0	554.1	551.3	548.4	545.5	542.7	539.8	537.0	534.1	531.3	528.4			
	排出量 家庭系ごみ	g/人・日																								

■処理・処分量

■発生・処分量	項目	単位	平成 年度																				
			19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
焼却施設への搬入量(川場村)	t/年	741.3	737.6	725.6	707.2	749.6	726.0	716.7	707.6	700.2	689.9	681.1	672.3	665.0	655.3	647.7	640.2	634.0	625.3	617.6	610.4	604.5	
	t/年	212.1	194.4	182.2	178.8	185.5	176.4	175.6	174.7	173.8	172.9	172.0	171.1	170.3	169.4	168.5	167.6	166.7	165.8	165.0	164.1	163.2	
	t/年	529.3	543.2	543.4	528.4	564.1	549.5	541.2	532.9	526.4	517.0	509.1	501.2	494.7	485.9	479.2	472.6	467.2	459.4	452.6	446.3	441.3	
	t/年	114.7	110.9	102.2	112.6	112.5	109.1	107.8	106.5	105.5	104.1	102.8	101.6	100.6	99.2	98.2	97.1	96.3	95.1	94.0	93.0	92.2	
	t/年	12.5	6.6	8.0	14.0	9.0	8.7	8.6	8.6	8.5	8.4	8.4	8.3	8.3	8.2	8.1	8.1	8.0	8.0	7.9	7.9	7.8	
	t/年	84.9	88.1	80.6	85.8	90.9	88.0	86.9	85.8	84.9	83.7	82.6	81.5	80.6	79.5	78.6	77.6	76.9	75.8	74.9	74.0	73.3	
	t/年	17.3	16.2	13.6	12.8	12.7	12.3	12.2	12.1	12.1	11.9	11.8	11.7	11.7	11.6	11.5	11.4	11.4	11.3	11.2	11.1	11.1	
	t/年	213.0	216.7	187.3	182.6	176.2	171.7	170.5	169.3	168.6	167.0	165.8	164.6	163.9	162.3	161.5	160.6	160.2	158.9	158.0	157.2	156.8	
	t/年	213.0	216.7	187.3	182.6	176.2	171.7	170.5	169.3	168.6	167.0	165.8	164.6	163.9	162.3	161.5	160.6	160.2	158.9	158.0	157.2	156.8	
	t/年	120.5	120.8	113.6	109.1	105.7	103.0	102.3	101.6	101.3	100.4	99.8	99.1	98.8	97.9	97.5	97.0	96.8	96.1	95.6	95.2	95.0	
資源化量(川場村)	紙パック	t/年	0.4	0.4	0.6	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	金属類	t/年	24.4	21.4	13.6	13.5	12.7	12.4	12.3	12.2	12.1	12.0	11.9	11.8	11.7	11.6	11.5	11.5	11.4	11.3	11.2	11.2	11.1
	ガラス類	t/年	55.8	49.7	50.1	46.6	44.8	43.6	43.2	42.9	42.7	42.2	41.9	41.5	41.3	40.9	40.6	40.4	40.2	39.8	39.6	39.3	39.2
	ペットボトル	t/年	8.8	16.0	5.9	8.6	9.2	9.0	8.9	8.8	8.8	8.7	8.6	8.5	8.5	8.4	8.3	8.3	8.3	8.2	8.1	8.1	8.0
	白トレイ	t/年	2.0	1.8	1.8	2.8	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	2.9	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7
廃電池・蛍光管	t/年	1.0	6.6	1.6	1.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	%	21.6%	22.2%	20.0%	19.9%	18.6%	18.7%	18.8%	18.9%	19.0%	19.0%	19.1%	19.2%	19.3%	19.4%	19.5%	19.6%	19.7%	19.8%	19.9%	20.0%	20.0%	20.1%

注1. 人口については、実績値は各年度3月31日現在、将来値は各年度10月1日現在の人口を示します。

2. 網掛けは実績値を示します。

3. 排出量、処理・処分量については、小数点第2位以下を四捨五入しているため、項目毎の和と合計欄の値が一致しない場合があります。

4. 「焼却残灰量(川場村)」については、実績値が無いため、計算式により設定しました。

5. 資源化量に「天ぷら廃油」、「家電リサイクルごみ」は含まれません。

川場村一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

◆.....◆
発行年月：平成 25 年 3 月

編 集：川場村役場 むらづくり振興課

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 2390-2

TEL 0278-52-2111

FAX 0278-52-2333